

賃貸物件を活用した 保育所・幼保連携型認定 こども園整備の手引き



令和7年2月

名古屋市子ども青少年局保育部保育企画課

- この手引きは、令和7年2月時点における賃貸物件を活用した保育所又は幼保連携型認定こども園（以下、保育所等）の整備について、基本的な事項をまとめたものです。

そのため、実際に保育所等整備を計画する際は、関係法令を遵守するとともに、子ども青少年局保育部・その他関係機関と充分調整のうえ、進めてください。

< 目 次 >

1	賃貸物件を活用した保育所等の整備の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	設計事務所等の選定・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3	保育所等の設備整備及び運営	
3-1	保育所の設備整備基準・・・・・・・・・・・・・・・・	7
3-2	幼保連携型認定こども園の設備整備基準・・・・・・・・	15
3-3	保育所等の設備整備基準【共通部分】・・・・・・・・	19
3-4	保育所等の設備整備にかかる技術的助言・・・・・・・・	24
3-5	保育所等の職員配置等・・・・・・・・・・・・・・・・	27
3-6	保育所等の運営にあたっての留意事項・・・・・・・・	28
4	保育所等の工事入札等・・・・・・・・・・・・・・・・	31
5	初度備品の購入手続き・・・・・・・・・・・・・・・・	36
6	参考資料	
	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（抜すい）	39
	名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	50
	名古屋市保育所設置認可の基準等に関する要綱	52
	屋外遊戯場の設置に関する要領	62
	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準	64
	名古屋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例	79
	名古屋市幼保連携型認定こども園設置認可の基準等に関する要綱	81

1 賃貸物件を活用した保育所等の整備の概要（1/4）

1 整備概要

賃貸物件を活用した保育所等の整備とは、名古屋市内の待機児童対策が必要な地域において、店舗、事務所、倉庫等の空き物件や遊休地等を活用して、保育所等を整備するものです。土地、建物については、地主さんにご提供いただき、運営法人は、建物を保育所等仕様に改修し、保育所等を運営していただきます。

名古屋市からは、賃借料、礼金及び改修費等に対して補助金が交付されます。（補助率等については、公募要項を参照してください。）

2 整備物件

保育所等として整備する物件は、次のアからウの条件をすべて満たす必要があります。

ア 昭和56年新耐震基準に基づき設計されたものであること、又は昭和56年5月31日以前に建築確認済証が交付され着工した建物の場合、耐震調査を実施し、新耐震基準を満たすもの又は耐震補強済みのものであること。（ただし、応募までに耐震補強工事を実施できない場合は、認可を受けるまでに改修し、新耐震基準を満たすことを条件に応募を認める場合がありますので、事前に保育企画課と調整してください。）

イ 物件の貸主が、当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等でないこと。

ウ 貸主が自ら所有する物件であること。ただし、以下のケースでは、応募を認めているため、事前に保育企画課と調整してください。

a 土地又は建物の転貸借契約を行う場合で、土地の所有者・建物の貸主・保育所等の運営法人の三者の合意について、文書により確認できる場合

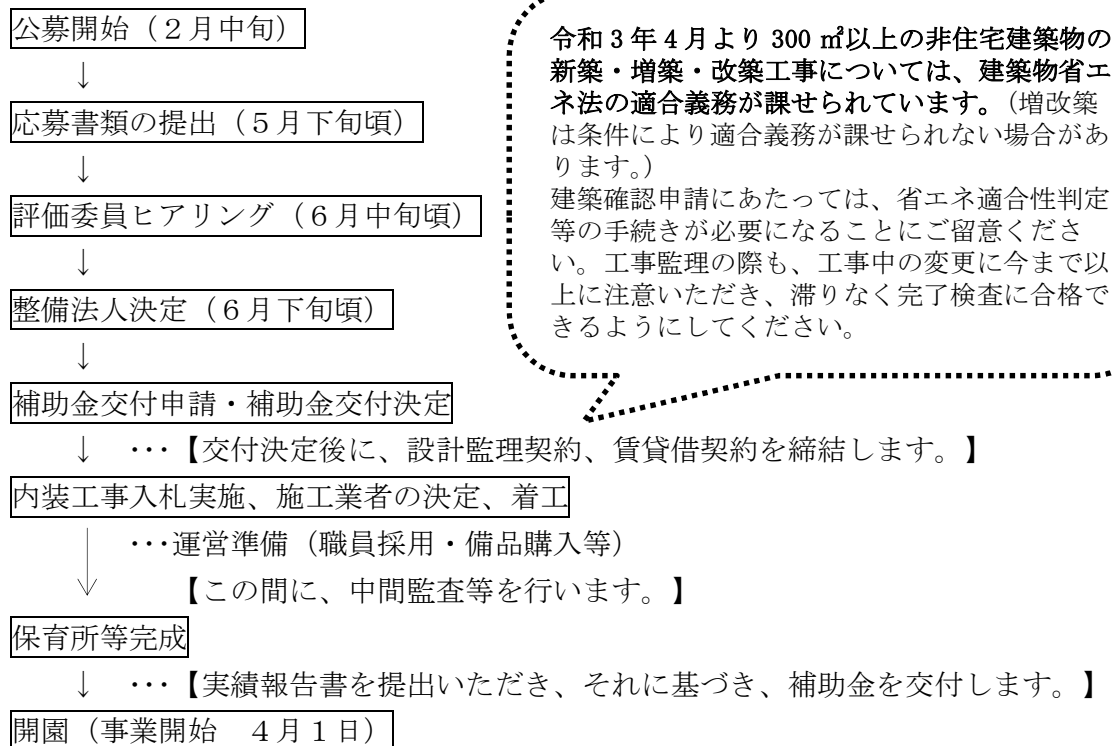
b 本公募で選定されることを条件に、貸主等が物件を購入予定の場合で、物件所有者との合意について、売買契約書の写し等により確認できる場合

3 定員設定について

新施設の定員は60人（0歳から就学前までの子どもを受入対象）とし、うち3歳未満児の定員は27人かつ0歳児の定員を1人以上3人以下することとします。また、継続利用（持ち上がり）に対応可能な整備計画としてください。なお、幼保連携型認定こども園において、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号に規定する子ども（以下「1号認定子ども」という。）の定員設定は認めません。

1 賃貸物件を活用した保育所等の整備の概要 (2/4)

4 公募から開園までのおおまかな流れ及び概要



(1) 内装工事着工

入札により決定した業者と契約書を交わし、速やかに着工してください。

(2) 大型遊具、開設準備品の購入

大型遊具、開設準備品については、法人の経理規程及び本市の契約規則に基づき購入してください。

(3) 中間金等の準備

工事請負契約に記載した支払時期に合わせて中間金を支払うこともできます。(ただし、本市からの補助金については、後述の実績報告の提出後に一括での支払いとなります。)

(4) 運営準備

「社会福祉施設経営セミナー」等民間団体の研修会へ参加する等、法人役員や職員が自ら学習し、準備をしてください。職員採用については、名古屋市民間保育所等保育士就職マッチングシステム「なごやつなぐ保育士」への登録(※1)、ハローワークや福祉人材センターへの登録、求人誌への掲載のほか、公益社団法人名古屋民間保育園連盟主催の就職情報展(※2)を活用する方法もあります。

※1 登録にあたっては、保育企画課までご相談ください。

※2 参加するには、連盟への加盟が必要となります。

1 賃貸物件を活用した保育所等の整備の概要 (3/4)

(5) パンフレットの作成

施設のパンフレットは、一般の市民にとって大切な情報資源であり、区役所等にも配置する文書ですので、早い時期から案を作成し、本市と調整してください。

また、パンフレットは9月頃から区役所で配布するため、8月までに作成してください。なお、この時期までに施設名の決定をする必要があります。

(6) 現地確認

完了検査を受け、工事請負業者から建物の引き渡しが行われ次第、本市が保育所等認可のための現地確認を行います。

(7) 完成式関係

完成式等式典については、感染症の流行状況等を踏まえ、開催の有無や方法について判断してください。開催される場合は、余裕をもった準備をしてください。本市職員の出席については、事前に本市と調整してください。

なお、完成式の費用については、本部会計（経理区分）で負担してください。

(8) 実績報告

事業完了後、速やかに本市へ改修工事等事業実績報告書を提出してください。補助事業のため、関係書類はすべて保存する必要があります。紛失しないよう十分注意してください。

5 独立行政法人福祉医療機構融資の利用

詳細については独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」といいます。）ウェブサイト（<https://www.wam.go.jp/hp/cat/fukusikasituke/>）をご覧ください。

(1) 融資事前相談

保育所等の整備にあたっては、機構の融資を受けることができます。借入や償還の手続きは運営法人で行っていただくため、融資制度について十分理解する必要があります。融資の利用をお考えの場合は、整備予算案が固まり次第、事前相談を行ってください。（相談には、整備計画・資金計画・図面などが必要です。）

(2) 融資手続き

機構の融資を利用する場合は、機構のウェブサイトに掲載されている「融資のご案内」に従って借入申込の準備を進めてください。（相当量の書類の作成が必要ですので、十分に準備時間をとってください。）

(3) 借入申込

機構のウェブサイトからダウンロードした「借入申込書」に必要事項を記入し、添付書類を整えた上で、本市に意見書の作成を依頼してください。本市意見書の交付を受けたら速やかに、申込書を機構宛て提出してください。

なお、申込後、受理票が交付される前に、工事契約・着工した場合は、融資の対象にならないため、申込書の提出時期については、機構と十分調整してください。

1 賃貸物件を活用した保育所等の整備の概要 (4/4)

6 建設（改修）工事と並行して行うべきこと

職員採用、区役所との利用調整、認可申請始め関係機関への届出、保険や業務委託等各種契約、職員研修、帳簿・帳票類、パンフレットの作成等、開所に向けた準備を行います。

7 近隣住民への配慮、関係の構築について

近年、整備計画についての近隣住民や関係者への周知が十分でなく、着工前後や、開園後にトラブルになるケースが見受けられます。次のことに留意のうえ、進めてください。

- (1) 応募する際は、保育企画課に事前相談の上、区役所民生子ども課と調整し、近隣住民または関係者の方に対し「保育所等整備の公募に応募する」ことを応募法人自ら説明することとし、一定の理解を得るよう努めてください。
 - (2) 選定後はすみやかに、「保育所等整備の公募で選定され、整備が決定した」ことを近隣住民や関係者へ説明をしてください（少なくとも、(1)で説明をした方には必ず報告をしてください。）。
 - (3) (1) (2) で説明した整備内容から変更があった場合は、都度、周知するようにしてください（整備内容の変更にあたっては、事前に保育企画課へ相談してください。）。
 - (4) 土地の測量、工事着工等（貸主さんの工事も含む）の際には、再度必ず事前に近隣住民や関係者への説明をしてください。
- ◎ 運営開始後の送迎車の駐車対策は、施設運営を左右するほど重要な課題と認識していただき、送迎時の保護者等のため、十分な駐停車スペースをできる限り敷地内（若しくは近隣）に確保するようにし、絶対に路上駐車をさせないようにしてください。「駐車場における自動車転落事故防止対策について（技術的助言）（平成15年国住指発8290号）」等に従い、子ども等の安全確保について万全を尽くしてください。

【各区民生子ども課】

千種	052-753-1841	昭和	052-735-3902	守山	052-796-4601
東	052-934-1192	瑞穂	052-852-9393	緑	052-625-3951
北	052-917-6518	熱田	052-683-9911	名東	052-778-3095
西	052-523-4591	中川	052-363-4412	天白	052-807-3893
中村	052-433-2982	港	052-654-9712		
中	052-265-2317	南	052-823-9396		

2 設計事務所等の選定 (1/2)

1 設計事務所の選定

施設を整備しようとするときには、まず信頼のおける設計事務所又は建築士（以下「設計事務所等」という。）を選定することから始めます。

イメージどおりの施設ができるかどうかを左右する大きなポイントといっても過言ではないので十分配慮する必要があります。

設計は、技術的なものが大部分を占めており、経済的な指標のみに基づいた競争（競争入札や見積合わせなど）による選定はなじみません。

また、建設（改修）工事についても、施主と同一の立場で工事監理を行ってくれる設計事務所等を選定する必要があります。

このように、設計事務所等は、あくまで施主と同一の立場で工事の発注及び施工監理を行うものですから、建設工事の発注や入札参加を前提にした工事業者の設計部門などは委託業者とすることができません。

また、補助金の性格上、評価ヒアリング以前に基本設計を作成する必要がありますので、契約予定の設計事務所等に十分調整する必要があります。（※）

なお、契約書には、使用する約款を明示してください。

（※）平成27年度の建築士法の改正により、300㎡を超える建築物の新築、増築、改築、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合には、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結することが義務付けられました。

このため、基本設計の作成にあたって、設計事務所等から契約締結を求められる場合があります。この際は、基本設計部分に係る契約を締結するようにしてください。なお、基本設計に係る契約分は、補助金の対象となりませんので、ご注意ください。また、不選定となった場合の契約についても、名古屋市の補助、補償等はありません。

2 選定にあたってのポイント

保育所等は、保育を必要とする子どもたちの命を預かる施設ですから、法的な基準を遵守することは最低限必要なことであり、設計のすべてにわたって高規格に努める必要があります。

そこで、以下の条件をクリアできる設計事務所等とのみ、設計監理契約をしてください。

- (1) 施主はもちろん、本市の指導に対して積極的に協力できる設計事務所等であること。
- (2) 建築基準法等の法的基準だけでなく、本整備の手引き等に定める基準を遵守できる設計事務所等であること。
- (3) 常に施主の立場に立って、監理業務を行える設計事務所等であること。
- (4) 福祉施設の設計経験が豊富であるか、福祉施設の設計について熱意と情報を有し、積極的に設計に生かすことができる能力のある設計事務所等であること。

2 設計事務所等の選定 (2/2)

3 選定方法の種類と長所・短所

設計事務所等の選定にあたっては、いくつかの種類がありますが、それぞれに長所・短所があります。以下に、それぞれの特徴等を示します。

業者選定方法	長所・短所	備 考
過去に同種類施設の施設がある場合、いくつかの施設を比較検討し、最も優秀だと思われる施設の設計を担当した設計事務所等を選定する方法	①設計上のミスも含め、イメージが具体的につかみやすい。 ②比較的短期間で選定できる。 ③主だった選定者の主観に左右されやすい。	比較検討の経過を客観資料として残すことが望ましい。
同種類施設他施設の整備担当者や知人、縁故者からの紹介による選定の方法	①人的な保証が得られ、誠実に業務を履行することが期待できる。 ②短期間で選定できる。 ③選定経過が不明朗になりやすい。	法人役員が委託を予定する設計事務所等の役員等であることは好ましくない（理事要件・特別利害関係理事の議決除斥）
一定の期間を定めて、提示した条件に基づく設計提案を求め、優秀と認められる設計事務所等を選定する方法（コンペ、プロポーザルといわれる方法）	①経過も含め、客観的な選定が行いやすい。 ②時間と労力がかかる。また、費用が発生する場合もある。 ③条件設定が不十分だと期待した結果が得られない場合がある。	設計提案を求める業者（複数）の選定経過を明確にしておくこと。選定基準も同様。

4 設計事務所等に依頼しておくべき事項

- (1) 基本設計など、応募・選定前に実施する設計につきましては、補助金の交付対象となりません。そのため、それを理解した上で、必要な図面・書類を作成してもらってください。（前掲1の※参照）
- (2) パース図、立体模型等の作成もしてもらうよう依頼してください。
- (3) 工事請負契約も同様ですが、契約書締結に必要な印紙代や振込手数料等の代金についても、あらかじめ費用分担を確認したうえで契約を行ってください。

3-1 保育所の設備整備基準 (1/8)

【保育所の設備整備基準】

保育所の設備整備基準は、次の法令等に定められています。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年 厚生省令第63号）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて（平成26年 雇児発0905第5号）

名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年 条例第100号）

名古屋市保育所設置認可の基準等に関する要綱

屋外遊戯場の設置に関する要領

大量調理施設衛生管理マニュアル 他

以下にその概要をまとめていますが、整備にあたっては、関係法令等を確認し、定められた基準を遵守してください。

1 乳児室又はほふく室

- (1) 基準面積：2歳未満児定員×3.3平方メートル以上
- (2) 特別な理由がない限り、1階に設けてください。
- (3) 保育に必要な用具を備えてください。

2 保育室又は遊戯室

- (1) 基準面積：2歳以上児定員×1.98平方メートル以上
- (2) 特別な理由がない限り、1階に設けてください。
- (3) 保育に必要な用具を備えてください。

乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室（以下「保育室等」といいます。）を2階以上に設ける場合は、乳幼児の特殊性にかんがみ、防災設備の一層の向上に努めるとともに、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」といいます。）第6条による避難訓練の実施、消防機関の協力の確保等に万全を期すようにしてください。

3-1 保育所の設備整備基準 (2/8)

◎ 保育所の設備整備における留意事項（総則）

ア 保育室等に火気を使用する設備又は器具が設けられている場合は、階数にかかわらず、設備運営基準第6条第1項に基づき、子どもの火遊び防止のために必要な進入防止措置を講じるようにしてください。

イ 2階以上の複数階にわたって保育室等を設ける場合は、その保育所の構造設備の全てについて最も高い階に設ける場合の基準が適用されます。

ウ 保育室等を1階に設ける場合や屋上に屋外遊戯場を設ける場合においても、二方向避難の趣旨を踏まえ、通常の歩行経路の全てに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さに配慮してください。

◎ 保育室等を2階に設ける場合の留意事項

ア 建築基準法（昭和25年法律201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除きます。）であることを要します。従って、従来の簡易耐火建築物等に相当する同号ロに規定する準耐火建築物は認められません。

イ 階段については常用の階段として、屋内階段又は屋外階段を1以上設けてください。
また、避難用の階段として、屋内階段、待避上有効なバルコニー、屋外傾斜路若しくはこれに準ずる設備又は屋外階段を1以上設けてください。

ウ イの避難用の屋内階段は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造としてください。ただし、建築基準法施行令第123条第1項の場合は、併せて同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たす特別避難階段に準じた構造としてください。

エ ウの特別避難階段に準じた屋内階段の設備は、屋内と階段室との間に階段室への煙の直接的な侵入を防ぐための次の要件を満たすバルコニー又は付室を有してください。この場合、バルコニー又は付室は、保育室等が設けられている階と避難階との間にある全ての階に設置するようにしてください。

（ア） バルコニー及び付室は、階段室以外の屋内に面する壁に出入口以外の開口部を設けないこととし、開口部を除き、耐火構造の壁で囲んでください。

（イ） 付室の天井及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料とし、かつ、その下地を不燃材料としてください。

（ウ） 屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には建築基準法施行令第112条第19項第2号に規定する構造の特定防火設備を設けてください。

3-1 保育所の設備整備基準 (3/8)

オ 待避上有効なバルコニーは、「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律等の施行について」(平成5年住指発第225号・住街発第94号建設省建築指導課長、市街地建築課長通知)等を踏まえ、次の要件を満たす構造としてください。

(ア) バルコニーの床は準耐火構造としてください。

(イ) バルコニーは十分に外気に開放してください。

(ウ) バルコニーの待避に利用する各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、開口部がある場合は防火設備としてください。

(エ) 屋内からバルコニーに通じる出入口の幅は0.75m以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下としてください。

(オ) バルコニーの待避に利用する部分の面積は、その階の保育室等の面積の概ね1/8以上とし、幅員概ね3.5m以上の道路又は空地に面するようにしてください。

なお、待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため、建築基準法施行令第120条及び第121条に基づき、原則として、保育室等から50m以内に直通階段を設置してください。

カ 待避上有効なバルコニーは、一時的に待避し、消防隊による救助も期待するものであり、特に設備運営基準第6条による避難訓練の実施、消防機関の協力確保等に万全を期してください。

キ 「屋外傾斜路に準じる設備」とは、非常用滑り台のことです。

ク 屋外傾斜路は建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造とし、かつ、子どもの避難に適した構造としてください。

ケ 屋外傾斜路、これに準ずる設備及び屋外階段は、十分緩やかな傾斜とし、踊場の面積、手すりの構造、地上に接する部分の状況等について、子どもの避難に際して転倒、転落等の事故の生じないよう安全確保に留意してください。

コ 保育室等、廊下、便所、テラス等子どもが通行、出入りする場所には、子どもの転落を防止するため金網、柵等を設け、又は窓の開閉を子どもが行えないようにしてください。

サ 階段については、子どもが1人で昇降しないよう、降り口に子どもが開閉できない柵を設ける等、子どもの転落防止に十分留意するほか、子どもが通常出入りしない事務所等の場所についても、誤って子どもが立ち入ることのないようにしてください。

3-1 保育所の設備整備基準 (4/8)

◎ 保育室等を3階以上に設ける場合の留意事項（共通）

保育所は児童福祉施設ですので、建築基準法上の特殊建築物とされています。このため、3階建以上にする場合は、耐火建築物とする必要があります。

ア 階段について、避難上有効な位置に設置されなければならないため、階段を複数の保育室等のそれぞれに配置する等により、一方の階段付近で火災が発生した場合等に他の階段が使用できなくなるような事態が生じないように設計してください。

イ 保育室等からの迅速な避難のため、保育室等からの階段のうち1つの階段に至る距離が30メートル以下となるように設けてください。

この場合、距離は直線距離ではなく、歩行距離をいうものであり、実際の測定は、保育室等の最も遠い部分から行うようにしてください。

ウ 階段は、子どもの避難に適したものであることが必要なので、踏面、けあげ、手すり、踊場等が避難の際に、子どもの安全を確保し得るようなものとしてください。

エ 類焼又は保育所内の火気を取り扱う調理室からの延焼を防止するため、保育所の調理室以外の部分と調理室の部分とを、建築基準法第2条第7号に規定される耐火構造の床若しくは壁又は同法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画してください。この場合、換気、冷暖房設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効なダンパーを設けるようにしてください。

ただし、調理室にスプリンクラー設備等又は外部への延焼防止措置を施した自動消火装置が設置されている場合は、調理室以外の部分との防火区画を設ける必要はありません。この場合、子どもの火遊び防止のために必要な進入防止措置を講じてください。

オ スプリンクラー設備については、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第12条に定めるとおりとし、また、スプリンクラー設備に類するもので自動式のものは、「パッケージ型自動消火設備の性能及び設置の基準について（昭和63年消防予第136号）」に規定するパッケージ型自動消火装置等としてください。

カ エの「自動消火装置」とは、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）」第11条に定める「自動消火装置」のことです。

3-1 保育所の設備整備基準 (5/8)

キ 自動消火装置の構造は、調理用器具の種類に応じて、次に掲げる装置から適切なものを選択しなければならないこととし、外部への延焼防止装置として、「火災予防条例（例）について（昭和36年自消甲予発第73号消防庁長官通知）」に基づき、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画し、防火設備又は不燃材料（ガラスを除く。）製の扉を設けてください。

（ア） レンジ用簡易自動消火装置

（イ） フライヤー用簡易自動消火装置

（ウ） レンジ・フライヤー用簡易自動消火装置

（エ） フード・レンジ用及びフード・フライヤー用簡易自動消火装置

いずれも「フード等用簡易自動消火装置の性能及び設置の基準について（平成5年消防予第331号消防庁予防課長通知）」を参照してください。

ク 強火力の火気設備を備えた調理室は、建築基準法上火気使用室として取り扱ってください。

ケ 防火区画は、耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条に規定する特定防火設備で区画することとし、しっくい壁等は認められません。

コ 保育所の各室、廊下等の室内に面する部分の仕上げは、不燃材料としてください。

サ 保育室等、廊下、便所、テラス等子どもが通行、出入りする場所には、子どもの転落を防止するため金網、柵等を設け、又は窓の開閉を子どもが行えないようにしてください。

シ 階段については、子どもが1人で昇降しないよう、降り口に子どもが開閉できない柵を設ける等、子どもの転落防止に十分留意するほか、子どもが通常出入りしない事務所等の場所についても、誤って子どもが立ち入ることのないようにしてください。

ス 非常警報器具又は非常警報設備は、保育所内に火災の発生を報知する設備であって、ベル等の設備を設けてください。

セ 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものに対しては、防火処理を施してください。

3-1 保育所の設備整備基準 (6/8)

◎ 保育室等を3階に設ける場合の留意事項（避難階段等）

ア 階段については、常用の階段として、屋内階段又は屋外階段を1以上設けてください。
また、避難用の階段として、屋内階段、屋外傾斜路若しくはこれに準ずる設備又は屋外階段を1以上設けてください。

イ アの常用の屋内階段は、建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造としてください。また、避難用の屋内階段については、「保育室等を2階に設ける場合の留意事項」の「ウ及びエ」の各要件を満たす必要があります。

ウ 屋外傾斜路は建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造とし、かつ、子どもの避難に適した構造としてください。

◎ 保育室等を4階以上に設ける場合の留意事項（避難階段等）

ア 階段については、常用の階段として、屋内階段又は屋外階段を1以上設けてください。
また、避難用の階段として、屋内階段、屋外傾斜路又は屋外階段を1以上設けてください。

イ アの常用の屋内階段は、建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造としてください。

ウ アの避難用の屋内階段は、建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造としてください。

ただし、建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造とする場合は、屋内と階段室とは、屋内と階段室との間に階段室への煙の直接的な侵入を防ぐためのバルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限ります。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たす特別避難階段に準じた構造とする必要があります。この場合、当該バルコニー又は付室は、保育室等が設けられている階と避難階との間にある全ての階に設置されていることが必要となります。

エ ウの特別避難階段に準じた屋内階段におけるバルコニー又は付室は、「保育室等を2階に設ける場合の留意事項」の「エ」の各要件を満たす必要があります。

3-1 保育所の設備整備基準 (7/8)

オ ウの排煙設備は、建築基準法施行令第123条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙できると認められるものに限られます。

建築基準法施行令第123条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとは、「特別避難階段の付室に設ける外気に向かって開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件（昭和44年5月1日 建設省告示第1728号）」により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであり、「その他有効に排煙することができると認められるもの」とは、建築基準法施行令第129条の2の規定により当該階が階避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合の排煙設備又は同令第129条の2の2の規定により当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合の排煙設備であることが必要です。なお、既にこれらの認定を受けている場合、保育室等から児童が避難することを踏まえ、再度これらの性能を有するものであることについて認定を受けることが必要となります。

カ 屋外階段については、建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造としてください。

キ 屋外傾斜路については、「保育室等を3階に設ける場合の留意事項（避難階段等）」の「ウ」と同様です。

3 屋外遊戯場

(1) 基準面積：2歳以上児定員×3.3平方メートル以上

同一の敷地で確保するようにしてください。（屋外遊戯場の設置に関する要領第2条）

ピロティーなど屋根、庇がある場所（水平投影した場合に影となる場所）は、屋外遊戯場として認められません。

(2) 面積基準の特例（注）が認められる場合

ア 本市の都市計画で指定する商業地域若しくは近隣商業地域において保育所を設置する場合、又は、待機・利用保留児童が多い地域として、市長が指定する地域において、賃貸物件を活用して保育所を整備し、設置する場合は、基準面積の1/2以上の面積で設置できます。

イ 本市の都市計画で指定する商業地域で、かつ容積率500%以上とされる地域、または、鉄道駅（※）周辺（およそ200m以内）で屋外遊戯場の設置が困難な場所で保育所を設置する場合は、屋外遊戯場を設置しなくてもかまいません。ただし、敷地内に水遊びができる場所を確保する必要があります。

（※）ＪＲ線、名鉄線、近鉄線、地下鉄線、あおなみ線、城北線、ゆとりーとラインの高架部

3-1 保育所の設備整備基準 (8/8)

(注) 保育所附近にある公園、広場、寺社境内など屋外遊戯場にかわるべき場所に、基準面積以上の代替遊戯場を確保する必要があります。62ページに掲載した「屋外遊戯場の設置に関する要領」を参照してください。

なお、団地内に設けられた公園・広場は、苦情が多く寄せられ、十分に遊ぶことができない所があります。また、寺社境内などは、遊ぶことをお断りされることがあります。子ども達が思いきり体を動かせるよう、屋外遊戯場には、充分配慮してください。

◎ 屋上に遊戯場を設置する場合の留意事項

屋外遊戯場は、地上に設けることが通例ですが、耐火建築物においては、屋上が利用できないに伴い、用地が不足する場合は、地上に利用可能な場所がない場合に限り、屋上に設置することができます。ただし、次の点に充分留意してください。

また、併せて「保育所の設備整備における留意事項（総則）」の「ウ」についても留意してください。

ア 保育所保育指針に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮してください。

イ 便所、水飲場等を設置してください。

ウ 当該建物が耐火構造の場合に限り、かつ、職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上にしてください。

エ 二方向への避難経路を確保するとともに、屋上から地上又は、避難階に直通する避難用階段を設置してください。ただし、やむを得ない事情により二方向への避難経路の確保が困難な場合は、ご相談ください。（なお、より児童の安全を確保するため、「保育所等の設備整備にかかる技術的助言 1 (13)」についても留意してください。）

オ 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸としてください。

カ 油その他引火性の強いものは置かないでください。

キ 屋上の周囲には金網を設け、その構造は上部を内側にわん曲させる等、児童の転落防止に適したものとしてください。

ク 警報設備は屋上にも通じるものとし、屋上から非常を知らせる設備を設けてください。

ケ 消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導を受けてください。

3-2 幼保連携型認定こども園の設備整備基準（1/4）

【幼保連携型認定こども園の設備整備基準】

幼保連携型認定こども園の設備整備基準は、次の法令等に定められています。

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

（平成26年内閣府／文部科学省／厚生労働省／令第1号）

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（平成26年府政共生第1104号／26文科初第891号／雇児発1128第2号）

名古屋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第57号）

名古屋市幼保連携型認定こども園設置認可の基準等に関する要綱

大量調理施設衛生管理マニュアル 他

以下にその概要をまとめていますが、整備にあたっては、関係法令等を確認し、定められた基準を遵守してください。

1 乳児室又はほふく室

基準面積：2歳未満児定員×3.3平方メートル以上

2 保育室又は遊戯室

基準面積：2歳以上児定員×1.98平方メートル以上

※ 満3歳以上児は学級を編成し、学級数に応じた保育室が必要なため、2歳児の保育室面積（※）については、2歳児定員×1.98平方メートル以上設けてください。

（※）「幼保連携型認定こども園の設備整備基準(4/4)」の満3歳学級の取り扱い留意事項を確認してください。

3 園舎

(1) 面積基準：次のアとイの面積を合算した面積以上

ア 次の表の学級数に応じた、それぞれの面積

学級数	面積（平方メートル）
1 学級	180
2 学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

イ 満2歳未満児の定員×3.3平方メートル及び満2歳以上満3歳未満児の定員×1.98平方メートル

(2) 園舎は、原則として2階建て以下としてください。

3-2 幼保連携型認定こども園の設備整備基準 (2/4)

- (3) 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所は1階に設けてください。ただし、**保育所の設備整備基準で示した基準を満たす場合には、それぞれ、2階又は3階以上に設けることができます。**なお、**2階に設ける場合でも、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物とする必要があります。**この場合、3階以上に設けた保育室等は、満3歳未満児の保育に供するものでなければなりません。当該保育室と同じ階又は当該保育室がある階の上下1階の範囲内に園庭を有する場合に限り、例外的な取り扱いとして、満3歳以上の保育室等を3階以上の階に設けることも認められます。
- (4) 職員室、遊戯室を設けてください。保育室と遊戯室、職員室と後述する保健室はそれぞれ兼用することができます。
- (5) 満3歳以上児の保育室の数は、学級数を下回ってはなりません。
- (6) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備を備えてください。
※飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して設置してください。

4 園舎に必要な設備

園舎には、次の設備を備えるよう努めてください。

- (1) 放送聴取設備
- (2) 映写設備
- (3) 水遊び場
- (4) 園児清浄用設備
- (5) 図書室
- (6) 会議室

5 園具及び教具

幼保連携型認定こども園には、学級数及び児童数に応じて、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えてください。

6 園庭

- (1) 園庭は、園舎と同一の敷地内または隣接する位置に設けてください。
- (2) 面積基準：次のアとイの面積を合算した面積以上

ア 次の面積のいずれか大きい面積

(ア) 次の表の学級数に応じた、それぞれの面積

学級数	面積（平方メートル）
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

3-2 幼保連携型認定こども園の設備整備基準 (3/4)

(イ) 満3歳以上児の定員×3.3平方メートル

イ 満2歳以上満3歳未満児の定員×3.3平方メートル

(3) 3階以上に保育室を設ける場合、当該保育室と同じ階又は当該保育室がある階の上下1階の範囲内に当該保育室の2歳以上児×3.3平方メートル以上の面積を設けてください。

◎ 屋上に遊戯場を設置する場合の留意事項

園舎と同一の敷地内又は隣接する位置にあり、以下のアからオまでの全要件を満たす場合に限り、屋上を園庭としての必要面積に算入出来ます。

ア 耐火建築物としてください。

イ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示された教育及び保育内容が効果的に実施できるような環境とするよう配慮してください。

ウ 便所、水飲場等を設置してください。

エ 防災上の観点（(※)避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等）に留意してください。

(※) 保育所の設備整備基準に示した「屋上に遊戯場を設置する場合の留意事項」と同様です。

オ 地上園庭と同様の環境が確保されているとともに、園児が室内と屋上の環境を結びつけて自ら多様な遊びが展開できるよう、園児自らの意志で屋上園庭（※）（保育室と同じ階又は保育室がある階の上下1階の範囲内に位置するものに限る。）と行き来できるようにしてください。

(※) 当該保育室の2歳以上児×3.3平方メートル以上の面積を設けてください。

※園庭に代わる場所（いわゆる代替地）については、園庭として必要面積に算入することはできないものとします。

※幼保連携型認定こども園において、保育所の面積基準の特例は適用外です。

3-2 幼保連携型認定こども園の設備整備基準（4/4）

◎ 満3歳学級の取り扱い留意事項

満3歳以上児については学級編成が必要となりますが、年齢構成については各園の園児の状況等を踏まえ、弾力的な取り扱いが可能となります。取り扱いごとに以下の基準を満たしてください。

(1) 満3歳学級を編成する場合

ア 保育室

学級数に応じて保育室を設けてください。この場合、保育室面積は満3歳児×1.98平方メートル以上必要となります。

イ 園舎及び園庭

基準面積を求める際の学級数に含めてください。

(2) 満3歳を3歳児と一緒に保育する場合

ア 保育室

満3歳＋3歳児の園児数に応じて学級（※）を編成し、保育室を設けてください。この場合、保育室面積は（満3歳＋3歳児）の園児数×1.98平方メートル以上必要になります。

※1学級の園児数は35人以下になります。

イ 園舎及び園庭

満3歳＋3歳児の園児数に応じて、基準面積を求める際の学級数に含めてください。

(3) 満3歳を2歳児と一緒に保育する場合

ア 保育室面積

（満3歳児＋2歳児）×1.98平方メートル以上

イ 園庭面積

（満3歳児＋2歳児）×3.3平方メートル以上

※(1)～(3)の保育室を3階以上に設ける場合は、「幼保連携型認定こども園の設備整備基準」の「6（3）」の要件を満たす必要があります。

3-3 保育所等の設備整備基準【共通部分】(1/5)

【保育所等の設備整備基準（共通）】

1 医務室・保健室

保育所にあつては、2歳未満児を入所させる場合に医務室を設置してください。職員室内に専用スペースとして設置することもできます。

幼保連携型認定こども園にあつては、保健室を設置してください。簡易なパーテーションなどで仕切り、職員室と兼用することもできます。

2 便所

2歳未満児用の便所は、臭気の排除について工夫の上、乳児室又はほふく室に附設するようにしてください。

3 調理室

原則、自園調理が必要となるため、次の事項に留意して、調理室を設置してください。

ア 出入口、窓、排水口には、そ族・昆虫の防除設備を設けてください。

イ 各作業区域の入口に流水式の手洗い設備（自動水栓が望ましい。）を必ず設置してください。

ウ 「汚染作業区域」と「非汚染作業区域」を分けてください。検収場や下処理室が設けられていることが望ましい。

エ 便所、休憩室及び更衣室は、隔壁により食品を取り扱う場所と必ず区分してください。
なお、調理室と隣接しない調理員専用の便所（手洗い設備を含む）を設けることが望ましい。

※ 保育室等を3階以上に設ける場合については、「保育室等を3階に設ける場合の留意事項（共通）」の「エ」についても満たす必要があります。

◎ 調理業務を委託する場合の留意事項

次の要件を満たす場合は、調理業務を第三者に委託することができます。

ア 施設長が必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、施設職員による調理と同様な給食の質が確保されること。

3-3 保育所等の設備整備基準【共通部分】(2/5)

イ 保育所等内の調理室を使用して調理させること。施設外で調理し、搬入する方法は認められないものであること。

ウ 当該保育所等又は他の施設、保健センター、本市保育運営課の栄養士により献立等について栄養の観点からの指導を受けること。

エ 以下の業務については、当該保育所等が実施すること。

(ア) 受託業者に対して、保育所等における給食の重要性を認識させること。

(イ) 子どもの栄養基準及び献立の作成基準を受託業者に明示するとともに、献立表がその基準どおり作成されているか事前に確認すること。

(ウ) 献立表の食事内容の調理等について、必要な指示を現場作業責任者に与えること。

(エ) 毎回、検食を行うこと

(オ) 受託業者が実施した業務従事者の健康診断及び検便の実施状況並びに結果を確認すること。

(カ) 調理業務の衛生的取扱い、購入材料、その他契約の履行状況を確認すること。

(キ) 随時、子どもの嗜好調査の実施及び喫食状況の把握を行うとともに、栄養基準を満たしていることを確認すること。

(ク) 適正な発育や健康の保持増進の観点から児童及び保護者に対する栄養指導を積極的に進めるよう努めること。

オ 受託業者は、次の要件をすべて満たすこと。

(ア) 保育所等における給食の趣旨を十分認識し、適正な給食材料を使用するとともに所要の栄養量が確保される調理を行うものであること。

(イ) 調理業務の運営実績や組織形態から見て、受託業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を有すると認められるものであること。

(ウ) 受託業務に関し、専門的な立場から必要な指導を行う栄養士が確保されていること。

(エ) 調理業務従事者の大半は、当該業務について相当の経験を有する者であること。

(オ) 調理業務従事者に対して、定期的に衛生面及び技術面の教育・訓練を実施するものであること。

(カ) 調理業務従事者に対して、定期的に健康診断及び検便を実施させること。

(キ) 不当販売行為等健全な商習慣に違反する行為を行わないものであること。

カ 業務の委託契約については、保育所等と受託業者の業務分担、経費負担を明確にした契約書を取り交わすこと。なお、その契約書には、上記「オ」の(ア)、(エ)、(オ)、(カ)及び次に掲げる事項を明確にすること。

3-3 保育所等の設備整備基準【共通部分】(3/5)

- (ア) 受託業者に対して、保育所等から必要な資料の提供を求めることができること。
- (イ) 受託業者が契約書に定めた事項を誠実に履行しないと保育所等が認めたとき、その他受託業者が適正な給食を確保する上で支障となる行為を行ったときは、契約期間中であっても保育所等側から契約解除できること。
- (ウ) 受託業者の労働争議その他の事情により、業務の遂行が困難になった場合の業務代行保証に関すること。
- (エ) 受託業者の責任で法定伝染病又は食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため保育所等に損害を与えた場合、受託業者は保育所等に対し損害賠償を行うこと。

3-3 保育所等の設備整備基準【共通部分】(4/5)

4 備品

下記の備品を設置してください。(本市では、必置備品としています。)

(1) 消防非常通報装置

保育所等の階数及び広さに関係なく、名古屋市消防局防災指令センターに直通する装置を設置してください。

【各区消防署予防課】

千 種 消 防 署	052-764-0119	熱 田 消 防 署	052-671-0119
東 消 防 署	052-935-0119	中 川 消 防 署	052-363-0119
北 消 防 署	052-981-0119	港 消 防 署	052-661-0119
西 消 防 署	052-521-0119	南 消 防 署	052-825-0119
中 村 消 防 署	052-481-0119	守 山 消 防 署	052-791-0119
中 消 防 署	052-231-0119	緑 消 防 署	052-896-0119
昭 和 消 防 署	052-841-0119	名 東 消 防 署	052-703-0119
瑞 穂 消 防 署	052-852-0119	天 白 消 防 署	052-801-0119

(2) 警察非常通報装置

愛知県警察の定める「非常通報装置の設置及び運用に関する事務手続要綱の制定（平成15年地通発甲159号）」に基づき、要件を満たす警察非常通報装置を設置してください。

(設置の申請も必要であるため、詳細については愛知県警察にお問い合わせください。)

愛知県警察本部地域部通信指令課：052-951-1611

(3) A E D（自動体外式除細動器）

児童等の心肺停止等の緊急事態に備えるために配備してください。装置の定期的なメンテナンスと職員の救命講習会等への参加も併せて配慮してください。

(4) 空気清浄機

児童の感染症対策として有効な製品を選定し、保育室等必要な部屋に設置してください。

(5) 地震警報装置等

地震災害から児童を守るため、緊急地震速報を自動受信できる装置を配備してください。避難方法・経路等も併せて検討してください。

3-3 保育所等の設備整備基準【共通部分】(5/5)

5 その他

(1) 既存の建物を改修して延床面積が200㎡以上の保育所を設けようとする場合は、児童福祉法とは別に、建築基準法第87条に基づく用途変更届け出が必要です。

(2) 保育所等内にあるガラスの入った扉や窓（はめ殺し窓を含む）については、子どもの注意を促す表示をするとともに、万が一に備え、網入りや強化ガラス等衝撃を受けた時に破片にならない仕様のものにするか、飛散防止フィルムの貼り付けにより安全対策を行ってください。

(3) 耐震対策等について

地震等の自然災害に対して、子ども、職員の安全確保が十分に図れるよう配慮してください。また、既存近隣施設からの被害に対しても、可能な限り想定した上で整備計画を作成してください。保育室内の棚等は、転倒防止対策を施してください。

なお、非常災害に備え、子ども、職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めてください。本市では、名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例において、「保育所（中略）は、非常災害に備え、入所している者及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めなければならない。」と定めており、一人あたり3食の食料と3リットルの飲料水（1日分の目安）を備蓄するよう努力義務を課しています。

(4) 急傾斜地等での整備について

急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害に注意が必要な箇所での整備計画は原則として申込みを受けません。また、宅造規制区域内等での整備計画についても、名古屋市地域防災計画、土砂災害危険箇所に指定される恐れがあるような場所での整備は原則として申込みを受けませんので、関係部局と十分な調整を図ってください。

(5) 空気中化学物質について

いわゆる「シックハウス症候群」等に対して、環境衛生上十分な配慮をしてください。

(6) 送迎用バスの運用を計画する場合は、送迎用バス1台につき安全装置1台を設置してください。安全装置については、「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン（令和4年12月20日公表）に適合するものとしてください。

(7) 本市では、公共建築物等への木材の利用に努めるため、「名古屋市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を策定しています。天井・壁・床等の内装の木質化へ努めてください。詳細については、本市HP「名古屋市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を策定しました。」をご覧ください。

3-4 保育所等の設備整備にかかる技術的助言 (1/3)

よりよい環境での教育・保育を行うため、設計に関しては、以下の点にもご留意ください。

1 全体計画

- (1) 全体計画においては、乳児室、保育室を最優先に考慮してください。（日照条件、管理及び機能上の考慮を十分に行ってください。）
- (2) 部屋の配置は3・4・5歳児（又は2・3・4・5歳児）と0・1・2歳児（又は0・1歳児）のグループをまとめ、互いの行動動線について考慮してください。
- (3) 各室の通風・採光については、近隣建物等からの影響も考慮に入れ、十分な対策をとってください。
- (4) 保育室、廊下等の床は、敷居、レール等も含めてバリアフリーに努め、障害をなくすようにしてください。
- (5) 室内廊下は、曲折を可能な限りなくし、かつ各室を接続させてください。
- (6) 建物の配置上、いずれの部屋からも目隠しとなるような園庭スペースをつくらないようにしてください。
- (7) 子どもの手の届く高さ（床面から高さ1.3m程度）については、突起物・スイッチ類を設置しないようにしてください。特に、子どもが利用するスペースのコンセントについては、可能な限り、子どもの手の届く高さより高い位置に設置してください。やむを得ず手の届く高さに設置する場合は、シャッター付きとするなどの安全対策を講じてください。
- (8) 子どもの目線の高さ（床面から高さ70～80cm）を基準にして、腰窓・保育室南側のレイアウト等を設計してください。
- (9) 子どもの生活空間の出隅部分は、必ず全て大きく丸面をとってください。
- (10) 不審者対策等安全確保のため、出入口の設計については十分配慮してください。
- (11) 安全対策上、フェンスの高さ・門扉の仕組み等について万全の対策を講じてください。
- (12) 階段や踊り場について、手摺壁の高さを1.1m以上とってください。手摺壁に子ども用の手摺等を設置する場合は、子どもが手摺を足掛かりとして手摺壁を乗り越えて転落するおそれがないよう、設置する位置に十分配慮してください。
- (13) 建物外部及び内部の色彩は、児童の発達に与える影響が非常に大きいと考えられていることから、大人が好む雰囲気のある建物ではなく、子どもに楽しいイメージを与えるよう明るく美しい色彩をもって装飾するとともに、周囲からも児童施設だということが認識しやすいように配色してください。また、一部の障害児にとっても、色彩の刺激が発達支援に有効であることから、実施する保育内容を十分に想定した色彩への配慮をしてください。
- (14) 屋上に遊戯場を設置する場合は、避難階に直通する避難用階段に加え、二方向避難の趣旨を踏まえ、1以上の階段を設置してください。

3-4 保育所等の設備整備にかかる技術的助言 (2/3)

2 保育室・乳児室

- (1) 部屋は、南面（やむを得ない場合は東面）で園庭に面し、通風・採光を良くしてください。2階の児童も園庭への通行を可能にするようにしてください。
- (2) 室内に死角ができないようにし、職員が子どもの行動を容易に把握できるようにしてください。
- (3) ふとん用押入れを附設する等、効率的な設計をしてください。
- (4) テラスは、保育室の延長として上履きを用いることが多く、また、園庭を繋ぐ接点でもあるため、広さや仕様については十分に配慮してください。
- (5) 建具は可能な限り引戸とし、指づめ防止策を講じてください。また、やむを得ず開戸にする場合は、子どもがむやみに開けることが出来ないような工夫をすると共に、蝶番側に生じる隙間を覆うなどの処置をしてください。
- (6) 乳児室には調乳用のスペースを附設させてください。乳幼児の安全性及び衛生上の観点から、専用室とするか、壁、フェンス等を設け、保育スペースと区画を分けてください。
- (7) 吊戸棚等を設置する場合は、地震の際に中の物が飛び出さないよう、耐震ラッチの設置（オープンタイプの場合は棚前面に立ち上がりを設置）など、落下防止対策を講じてください。

3 便所・沐浴室

- (1) 沐浴室及び3歳未満児用（※）の便所は、臭気の排除について工夫の上、2歳児の保育室、乳児室又はほふく室に附設するようにしてください。
（※）必ずしも2歳児専用の便所を設ける必要はありません。
- (2) 便器については各年齢に適したサイズのものを設置してください。
- (3) 3歳以上児の便所については、個室にするなどプライバシーに配慮をした設計としてください。

4 調理室

調理室の計画ができたなら、建築確認申請の前に、給食施設を管轄する各区保健センター（保健管理課又は健康安全課）に図面等を持参し、整備内容の確認を受けてください。
関係法令を順守するとともに、下記の点にもご留意してください。

- (1) 仕様
 - ア 床はドライシステムが望ましいこと。
 - イ オープンキッチン形式の場合も、防虫防鼠の観点から窓などにより調理室を区画できるようにしてください。
 - ウ 床、壁、天井は衛生的に保つことができる構造及び素材としてください。
 - エ 調理室内は温度25度以下、湿度80%以下になるようにするとともに、明るさにも配慮してください。

3-4 保育所等の設備整備にかかる技術的助言 (3/3)

オ シンクは複数設置し、排水トラップの臭い・害虫の侵入の点にも配慮してください。

なお、シンクのカランはレバー式で混合栓が望ましいこと。

カ 保育室（給食室・ランチルーム）までの動線を考え、衛生上支障がない場所に調理室を配置してください。便所等不衛生な場所とは隣接しないようにしてください。

キ 床の色を変えるなどをし、「汚染作業区域」と「非汚染作業区域」が明確に区別できるような配慮をしてください。

(2) 運用

ア 器具、食器類は、扉つき収納庫に入れて保管してください。

イ 食器消毒保管庫はスペースに十分ゆとりを持ち、包丁・まな板も殺菌ができるようにしてください。

ウ 食品の収納スペースを確保してください。温度・湿度管理ができることが望ましい。

(3) その他

ア 食数、品数などに合わせ、コンロの数を検討してください。

イ 冷蔵庫、冷凍庫は頻繁な開閉等でも温度管理が可能なものとしてください。また保存食用の冷凍庫は-20℃以下に保つことができるものを別途整備することが望ましいこと。

保存食は、原材料、調理済み食品を食品ごとに50g程度、密封の上、2週間以上保存する必要があります。

ウ 動線をよく確認し、温度が上がる機器、下げる機器それぞれ、隣り合う機器類の配置などにも注意してください。

エ ワゴンを使って配膳する場合、その収納スペースも考慮してください。

オ 施設内で感染症が流行した時のことも考慮しつつ、子どもにとって身近な存在になるよう、調理室、給食室を配置してください。

カ 献立に幅がでるよう、回転釜やスチームコンベクションオーブンなど複数の調理機器を設置することが望ましいこと。その際、ブラストチラーも設置するとすばやく安全に冷却できます。

【各区保健センター】

※ 千種区、中村区、中区、南区については保健管理課が、その他の区については、健康安全課が管轄をしています。

千種	052-753-1951	昭和	052-735-3950	守山	052-796-4610
東	052-934-1205	瑞穂	052-837-3241	緑	052-891-1411
北	052-917-6541	熱田	052-683-9670	名東	052-778-3104
西	052-523-4601	中川	052-363-4455	天白	052-807-3900
中村	052-433-3005	港	052-651-6471		
中	052-265-2250	南	052-614-2811		

3-5 保育所等の職員配置等

1 職員配置

次の配置基準は、令和7年2月現在の基準です（配置基準の改正が行われましたが、当分の間、経過措置期間となります。）。

(1) 保育所

保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を配置しなければなりません。ただし、調理業務の全部を委託する場合は、調理員を置かないことができます。

保育士の数は、

乳児：おおむね3人につき、1人以上

満1歳以上満3歳未満幼児：おおむね6人につき、1人以上

満3歳以上満4歳未満幼児：おおむね15人につき、1人以上

満4歳以上幼児：おおむね25人につき、1人以上とされています。

ただし、1保育所につき、2人を下回ることはできません。

このほか、おおむね施設長1人、予備保育士1人、調理員2人が配置されます。

(2) 幼保連携型認定こども園

幼保連携型認定こども園では、満3歳以上の児童については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編成する必要があります。1学級は35人以下を原則とし、学年の初めの日の前日に同じ年齢である児童で編成することを原則としています。各学級に担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（以下「保育教諭等」といいます。）を1人以上置く必要があります。また、調理員の配置も必要です。ただし、調理業務の全部を委託する場合は、調理員を置かないことができます。

特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼務し、又はその学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができます。

教育・保育に直接従事する職員の数は、

満1歳未満の園児：おおむね3人につき、1人以上

満1歳以上満3歳未満園児：おおむね6人につき、1人以上

満3歳以上満4歳未満園児：おおむね15人につき、1人以上

満4歳以上園児：おおむね25人につき、1人以上とされています。

ただし、常時、2人を下回ることはできません。

従事する職員とは、副園長（※）、教頭（※）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師です。

※幼稚園教諭の普通免許状を有し、児童福祉法第18条の18第1項の登録を受ける必要があります。

このほか、おおむね園長1人、予備保育教諭1人、主幹専任代替保育教諭1人、調理員2人が配置されます。また、幼保連携型認定こども園には、副園長又は教頭、主幹養護教諭、養護教諭、又は養護助教諭、事務職員を配置するよう努めなければなりません。

3-6 保育所等の運営にあたっての留意事項（1/3）

1 施設名称等

施設名称等を決める際には以下の点にご留意ください。

- (1) 施設類型を除いた部分が市内にある他の民間保育所等（認可外保育施設を除く）と同一の名称は避けてください。また、市内の施設に限らず、施設名称について商標登録がされている場合があります。よくご確認のうえ、ご検討ください。
- (2) 名称の初めに「名古屋市」を付けることは、公立と混同される可能性があるため避けてください。
- (3) 施設名称はシステムや通知に入りきる文字数での命名をお願いしています。（全角20文字、フリガナ半角25文字）
- (4) 施設名称は8月末までに確定をお願いします。

また、保育室面積は9月末までに、施設面積については、遅くとも12月中旬までに確定をお願いします。

2 子ども・子育て支援法に基づく確認制度

保育所等を運営するためには児童福祉法等に基づく認可等を受ける必要がありますが、本市からの財政支援となる給付費（公定価格）の支払いを受けるためには、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を満たし、本市の「確認」を受けることが必要です。

確認制度及び上記の基準において、特に以下の3から5については重要なものになりますので、遵守をお願いします。

3 設置者の応諾義務

保育所等の設置者は、保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことはできません。

（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第33条）

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第6条）

4 運営規程の作成

保育所等の開設にあたっては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第20条により、以下に掲げる施設の運営等に関する重要事項に関する規程を定める必要があります。理事会等の承認を得た上で、作成してください。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定教育・保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容

3-6 保育所等の運営にあたっての留意事項 (2/3)

- (4) 特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 子どもの区分（年齢）ごとの利用定員
- (7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

5 利用者負担額・実費徴収・上乗せ徴収について

(1) 利用者負担額について

世帯所得等を勘案して、本市が定めた額です。保育所は、本市（区役所）が収納事務を行い、幼保連携型認定こども園は、各施設で保護者から受領します。

(2) 実費徴収について

実費徴収に該当するものは、以下のとおりとします。

ア 日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に関する費用
教材費・学用品費・制服費・卒園アルバム 等

イ 教育・保育に係る行事への参加に要する費用
特別行事費（運動会、クリスマス会）・園外活動費（遠足） 等

ウ 食事の提供に要する費用
3歳児クラス以上の主食費、副食費 等

エ 教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
通園バス（スクールバス）費 等

オ 上記の他、教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの。

※光熱水費、保健衛生費（ティッシュペーパー等消耗品費）は、公定価格に含まれており、実費徴収に該当しません。

(3) 上乗せ徴収について

上記の実費徴収に該当しないもので、幼保連携型認定こども園において、教育・保育の質の向上を図る上で、特に必要であると認められる教育・保育に要する費用のことです。

ア 教員配置の充実

イ 高処遇を通じた教員の確保

ウ 設備更新の前倒し 等

※民間保育所において上乗せ徴収を実施することは原則認めません。

3-6 保育所等の運営にあたっての留意事項 (3/3)

6 重要事項の説明

保育所等の開設にあたっては、あらかじめ保護者に対して、以下の書類を交付して説明を行い、同意を得なければなりません。また、施設の見やすい場所に重要事項を掲示することが必要です。

- (1) 運営規程の概要
- (2) 職員の勤務体制
- (3) 利用者負担
- (4) その他保護者の教育・保育の選択に資すると認められる事項

保護者説明会等で配布の上、説明する等して、同意を得てください。重要事項の説明の署名及び同意の署名の文書については、原本を園で保管し、写しを重要事項説明書とともに保護者に交付するようにしてください。

重要事項説明書に記載すべき事項が「入園のしおり」等で網羅されている場合には、重要事項説明書を別途作成する必要はありません。

4 保育所等の工事入札等 (1/5)

1 設計監理委託契約

整備補助金の交付決定後、設計監理委託業者と契約を結びます。（交付決定前に締結した契約は、補助金の対象となりません。）

- (1) 設計監理委託契約業者の選定にあたっては、理事会等の議決を要します。
- (2) 契約書の内容について、本市と必ず事前に協議してください。

2 工事請負業者の選定

- (1) 本市契約規則等に準じて、一般競争入札により選定します。
- (2) 予定価格が1,000万円以上5億円未満の工事請負契約について一般競争入札に付する場合は、「名古屋市内に本店を有する事業者とする」という地域要件が課せられます。
- (3) 入札の公告は、法人の定款に基づき法人本部において掲示するとともに新聞に掲載する必要があります。広く業者の目にとまるように、建設業界新聞を活用するなどしてください。また、法人のホームページなどにも掲載してください。なお、掲載内容については、事前に本市の確認を得てください。

3 入札の準備及び契約事務

- (1) 実施設計完了後、設計監理契約業者は設計積算見積書を法人へ提出します。法人は、その設計積算見積書を参考にして、独自に予定価格を設定します。入札後、設計積算見積書の写しを本市に提出してください。
- (2) 予定価格の設定にあたっては、理事長単独又は理事長以下最小限の人員で決定してください。（公告時においては、原則、予定価格を公表することになります。）なお、入札額の積算内訳書を入札者に提出させるよう、事前に説明する必要があります。
- (3) 入札説明書の交付開始日前に、建設業界新聞等への記事掲載により一般競争入札の公告を行ってください。なお、入札公告する内容は以下の事項となります。

- ア 入札する工事内容
- イ 入札参加資格
- ウ 入札日時と場所
- エ 予定価格（予定価格非公表で入札公告をする場合を除く）
- オ 契約条件（支払い条件、履行保証等）
- カ 入札の資格や条件に違反した場合、入札を無効とする旨
- キ 入札説明書の交付期日（期間）
- ク 入札参加申出書の提出期限及び提出場所
- ケ 最低制限価格を設定する場合は、その旨
- コ その他必要な事項

- (4) 法人の役員が在籍する建設請負業者については、施設整備に係る入札に参加できませんので、事前に理事会等で十分注意を喚起してください。

また、本整備にあたり、法人への寄付を行った方が在籍する建設請負業者についても入札に参加することはできません。

4 保育所等の工事入札等 (2/5)

- (5) 資格要件等について疑義があれば、本市に問い合わせください。
- (6) 入札公告後は、入札希望業者に対し入札説明書を交付してください。
- (7) 入札参加業者の資格については、本市登録業者（本市において指名停止中の業者は除きます。）で、下表によるものとします。

予定価格		等級区分
5 億円以上		A
8,000 万円以上	5 億円未満	B
1,500 万円以上	8,000 万円未満	C
1,500 万円未満		D

4 入札実施前提出書類の提出

以下の書類を入札実施前に、本市へ提出してください。

- (1) 設計監理委託契約書（写）
- (2) 理事会等議事録（設計監理契約にかかるもの）（写）
- (3) 理事会等議事録（入札実施の承認にかかるもの）（写）
- (4) 入札参加予定業者届出書
- (5) 競争入札参加資格確認申請書（写）
- (6) 入札参加予定業者の類似施設の施工実績（任意書式）
- (7) 競争入札参加資格確認通知書（写）
- (8) 入札公告（本部で掲示したものの写）及び新聞掲載記事

5 入札手続き

- (1) 入札当日の入札参加業者の携行物（提出してもらうもの）
 - ア 入札書（封筒に厳封したもの）
 - イ 委任状（代表取締役等代表権をもつ代表者からの委任）
 - ウ 談合等不正行為防止のための誓約書
- (2) 入札には、理事長、複数の理事（理事長を除く。）、監事及び評議員（理事長と親族等特殊の関係にある者を除く。）が立ち会うようにしてください。また、本市の職員も立ち会います。株式会社等にあつては、施設建設担当責任者及び会計部門の責任者が立ち会うようにしてください。
- (3) 参加業者から入札書を集めて開封し、入札経過報告書に記入後、公表した予定価格調書の額と比較します。
- (4) 入札額及び予定価格を基に、最低制限価格を算定してください。
落札者がいない場合は、仕様変更のうえ後日改めて入札を実施します。
- (5) 最低落札業者が複数の場合（最低落札価格が同一の業者が複数ある場合等）は、「指名競争入札におけるくじ実施要綱」に準じて、くじ引きにより業者を決定します。
- (6) 入札結果については、入札結果報告書に立会人全員の署名を取り、入札経過報告書とともに、速やかに本市へ提出してください。

4 保育所等の工事入札等 (3/5)

6 入札結果の公表

入札結果については、入札結果報告書を法人本部において一般の閲覧に供してください。

7 契約の締結

- (1) 落札業者との「契約書」の内容について、本市と必ず事前に協議してください。
- (2) 契約には、工事費の支払計画を明示します。なお、補助金の交付は工事完了後です。
- (3) 契約内容が確定した後、理事会等の承認を受けます。
- (4) 契約においては、一括下請契約（丸投げ）は建設業法（昭和24年法律100号）第22条により禁止されており、違反があった場合は、補助金の交付ができません。工事の一部を下請業者が行う場合は、下請業者の一覧表（商号又は名称、業種、所在地等を記入したもの）を契約開始時及び工事完了時に元請業者から提出させ、その写しを本市へ提出してください。

8 入札実施後提出書類の提出

入札実施後、速やかに以下の書類を、本市へ提出してください。

- (1) 建築確認申請書・建築確認通知書（写）
- (2) 入札結果報告書
- (3) 入札経過報告書
- (4) 入札書（写）・委任状（写）・誓約書（写）
- (5) 予定価格調書（写）
- (6) 設計積算書（写）
- (7) 工事請負契約報告書
- (8) 工事請負契約書（写）
- (9) 工事積算書・内訳書・明細書（写）
- (10) 下請業者の一覧表
- (11) 理事会等議事録（工事請負契約の締結の承認にかかるもの。）
- (12) 収支予算書・事業支払計画書
- (13) 施設平面図・立面図・各室面積表（建築確認申請時のもの）
- (14) 建物賃貸借契約書（写）

9 談合情報への対応

入札に付そうとする工事について、入札談合に関する情報があった場合は、以下のように対応してください。

- (1) 情報の確認・報告書の作成・報告

入札談合に関する情報を「談合情報報告書」にまとめ、速やかに本市へ報告してください。

4 保育所等の工事入札等 (4/5)

(2) 談合情報があった場合の具体的な対応

入札参加者全員から事情聴取を行い、「事情聴取書」を作成して写しを本市へ提出し、適切な指導を受けてください。

ア 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合

名古屋市一般競争入札参加者心得の規定を準用し、入札の執行を延期し、又は中止するとともに、その旨を公正取引委員会へ通報します。

イ 談合の事実があったと認められない場合

(ア) すべての入札参加者から「誓約書」を提出させるとともに、入札執行後に談合の事実が明らかとなった場合には、入札を無効とする旨を周知した上で入札を執行してください（「誓約書」の写しを本市へ提出してください。）

(イ) この場合、第1回の入札に際し、すべての入札参加に対して工事費内訳書の提出を求め、法人役員立会いの上、設計監理委託業者に工事費内訳書をチェックしてもらってください。このチェックで談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、(1)により対応してください。

(ウ) この後の談合情報等に適切に対応していくために、公正取引委員会への経過報告及び相談をしてください。

(エ) 入札結果が談合情報に符合する場合は、入札に参加した者に対し、再度事情聴取を行い、「再事情聴取書」を作成して、写しを本市に提出し、適切な指導を受けてください。

10 実地調査等

(1) 工事中間点、工事完了時点（原則として引渡しの際）などにおいて、設計監理委託業者及び工事業者立会いのもと本市による実地調査を行います。

ア 工事中間点での確認事項

(ア) 工程表に沿い、工事が進捗しているか。

(イ) 仕様の変更はないか。

イ 工事完了時点での確認事項

(ア) 仕様書通りに施工されているか。

(イ) 初度備品一覧通りに納入されているか。

(2) 本市職員が定例会議へ立ち会わせていただくとともに、原則、月1回程度、工事の進捗状況等について設計監理委託業者より書面（任意様式）にて報告していただきます。工事の一部を下請業者が行っている場合は、当該下請業者名及び工事内容の報告も必要です。

(3) 工事期間中や工事完了後（3年間程度）、本市監査担当部門や厚生労働省、福祉医療機構、会計検査院等による監査が行われます。主に以下のような点が審査されますが、これ以外の項目についても適宜審査されます。

4 保育所等の工事入札等 (5/5)

ア 工事の現場事務所

(ア) 審査する書類

設計積算書、工事契約内訳書、現場での発注や納品関係伝票、
現場打ち合わせの記録、設計図、施工図、各室面積表等

(イ) 審査の内容

設計と実際の発注との数量チェック、
設計変更等の状況とそれに伴う工事費の変更額、
現場打ち合わせへの法人の出席状況等

イ 法人本部

(ア) 審査する書類

入札関係書類（入札書、予定価格調書、入札参加申出書、入札執行通知等）、
理事会等の議事録、通帳、請負業者からの請求書・領収書・振込受取書等

(イ) 審査の内容

入札の状況、理事会での審議・報告の状況、
補助金や貸付金・自己資金の流れ（出納）等

11 その他

入札、契約に関しては、案の段階で事前に本市と十分協議したうえで、事務手続を進めるようにしてください。また、入札関係書類（予定価格調書等の入っていた封筒や入札公告が掲載された新聞等を含む。）は、全て適切に保管をしてください。

5 初度備品の購入手続き (1/3)

1 物品の選定

- (1) 必要な物品をリストアップします。
- (2) 機種を指定して購入をする場合で1品100万円以上の物品については、同種類品の物品と比較検討した経過と判断の根拠を示した機種選定理由書を作成します。

2 見積り

必要な物品について、業種別等（合理的な理由）により業者から見積書を徴します（この場合、指名を予定している業者は除くことが望ましい。）合理的な理由なく、意図的に契約単位を分割することは不適切であり、認められません。

3 予定価格の決定

- (1) 法人予算に照らし、業者から徴した見積書や直近の同種施設の納入状況調査等を参考に、して購入価格を検討し、予定価格を設定します。予定価格とは、競争入札や見積競争に付する事項の価格の総額について定めたものをいいます。（見積競争に該当させるため、作爲的に分割して予定価格を設定することは認められません。）
- (2) 契約単位につき、予定価格が160万円を超える場合は入札、30万円を超えて160万円以下の場合には見積競争を行わなければなりません。
- (3) 入札を行う場合は、予定価格調書を作成してください。予定価格は、理事長等法人の権限ある少人数で決定してください。予定価格は、入札公告時に原則公表することとなります。

4 入札参加業者又は見積競争業者の選考（詳細は後掲(3/3)を参照。）

- (1) 入札や見積競争を行うには、それに先立って業者の選考を行わなければなりません。備品の調達及び期限内の納入を確実にできる業者であることはもちろんのこと、アフターケア体制も十分な業者を選考してください。また、特殊な物品については販売特約店や代理店契約の有無なども確認してください。
- (2) 備品の種類や数が多い、事務が煩雑などを理由に、全ての備品を総合商社等に一括契約することは認められません。

5 業者決定及び金額の決定（詳細は後掲(3/3)を参照。）

- (1) 入札又は見積競争の結果によって業者を決定します。
- (2) 取扱い代理店が1社しかないような場合等特殊なケースでは、直接1社との随意契約を締結することができる場合があります。

6 売買契約の締結

- (1) 入札又は見積競争の結果に基づいて購入金額を決定（契約締結同等、法人経理規程に基づく決定権者の決裁を経ること）し、契約書を取り交わします。
- (2) 1件100万円を超える契約については、契約書を必ず徴収します。100万円以下30万円を超える契約については請書で可能です。いずれも必ず内訳書を作成させてください。

5 初度備品の購入手続き (2/3)

7 納品・検収確認

- (1) 契約書に定めた期日までに所定の納品場所に納入させます。設備整備補助予算の月末まで（年度末まで）に納入させる必要があるので注意してください。
- (2) 搬入された物品について契約と相違ないか、不良箇所がないか検査し、確認した後、契約単位ごとに検収調書を作成します。備品についてはすべて写真を添付してください。

8 代金支払

- (1) 契約条件に基づいて代金を支払います。設備備品の購入代金の支払いに補助金や借入金を充当する場合は、前もって契約書上で「補助金又は借入金の交付を受けて後遅滞なく代金を支払う」等の表示をしてください。
- (2) 支払いは銀行振込とし、必ず領収書を徴してください。

9 物品管理

- (1) 物品は法人経理規程に基づいて分類・保管します。
- (2) 固定資産については、固定資産管理台帳に記入してください。

＜参考＞物品の分類

分 類		分 類 基 準
固定資産物品		機械器具等の物品のうち、1 個当りの取得価格が10万円以上のもので、かつ耐用年数が 1 年以上のものとする。
一般物品	備 品	原型のまま比較的長期の使用に耐える物品のうち、固定資産物品を除き、取得価格が1万円以上のもの、及び使用価値により特に備品として指定するものとする。
	消耗品	上記各欄に掲げる物品の分類に属さないもの。

10 実績報告で必要となる書類

以下の書類は、実績報告の際に提出を求めるため、しっかりと管理をしてください。

- (1) 機種選定理由書（1で作成したもの）
- (2) 見積書（2で徴したもの）
- (3) 物品売買契約書又は請書見積書（6で徴したもの）
- (4) 納品書（7で徴したもの）
- (5) 検収調書及び備品の写真（7で作成したもの）

11 授産製品及びグリーン購入の活用

初度備品については、補助事業という性格を十分理解の上、授産製品を活用していただくようお願いします。厚生労働省通知及び本市通知においても利用促進について依頼しておりますし、見積り合わせも不要です。完成式の記念品等にも利用してください。

また、環境負荷に配慮したグリーン購入についてもご配慮ください。

（市ウェブサイト掲載「授産施設等登録名簿」「事業者のみなさまのグリーン購入」参照）

5 初度備品の購入手続き (3/3)

12 入札参加業者と業者決定

物品購入の手続きは概ね右図のように行われるのが一般的です。

(1) 法人理事会の意を受け、事務担当者が設備備品のリストアップを行います。

1品100万円以上の機器については、同種類品の他社製品と比較し、その結果機種を指定して購入する場合は機器選定理由書を作成します。同書には、選定理由、選定機関、選定年月日を記載します。

(2) リストと理由書について、理事会（又は理事会において委任された者）の承認を受けます。また、理由書は、実績報告書に添付してください。

(3) リストを「仕様書」の形で整理した上、業者見積りや定価表などにより積算し、直近の納入実績などを調査し、法人が予定価格を設定します。

(4) 予定価格が1件あたり160万円を超える場合は競争入札を行う必要があり、それ未満の場合は随意契約が可能です。

(5) 指名競争入札の場合の指名業者は、5社以上とし、見積り合わせの場合は、2社以上から見積書を徴してください。

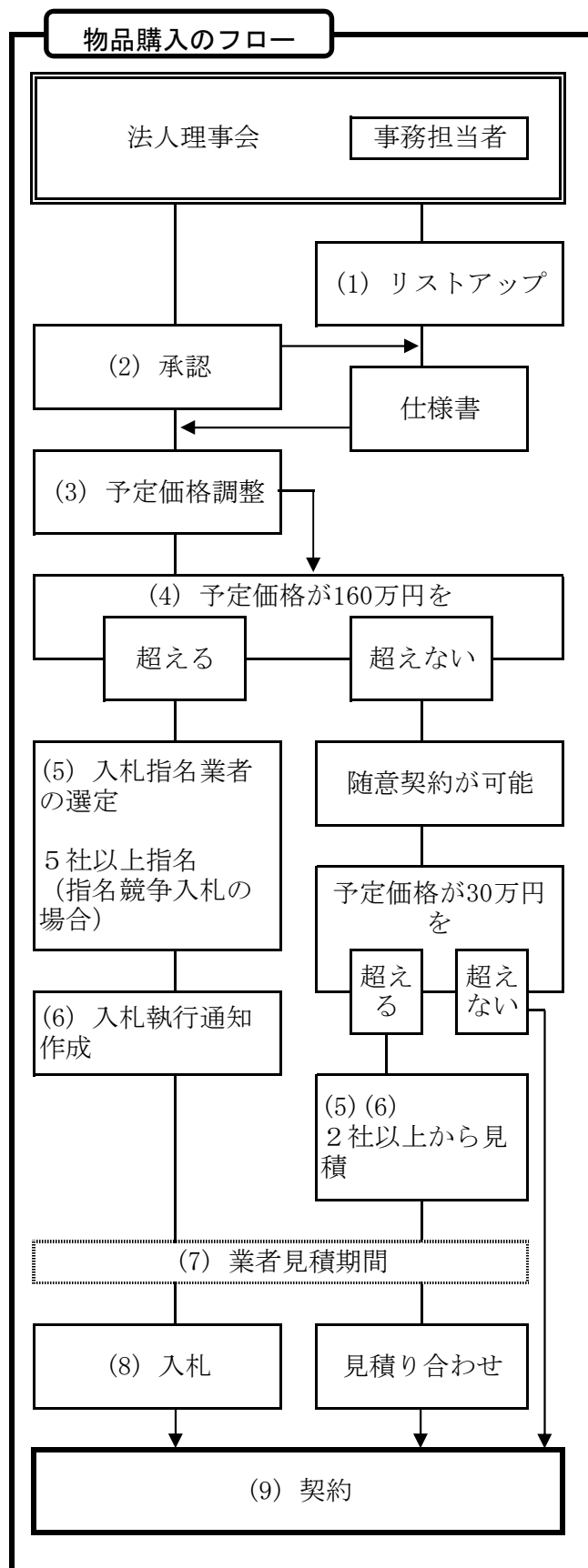
(6) 選定された業者について、理事会（又は理事会において委任された者）の承認を受け、入札執行通知または見積り依頼（随意契約の場合）を行います。

(7) 入札参加または見積り依頼業者が積算を行う期間をおきます。

(8) 入札及び入札結果の公表は、工事入札の場合と同様です。

指名業者に、入札執行通知、仕様書各様式（誓約書、委任状等）を送付し、入札を実施します。

(9) 最も廉価な価格を示した業者と契約を締結します。



(参考) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (抜粋)

(昭和二十三年十二月二十九日)

(厚生省令第六十三号)

改正 令和六年十一月二十九日内閣府令第一〇九号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十五条の規定に基づき、児童福祉施設最低基準を次のように定める。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

第一章 総則

(趣旨)

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第四十五条第二項の内閣府令で定める基準(以下「設備運営基準」という。)は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条第二項(入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。)、第十七条、第二十一条、第二十二条、第二十三条の二第一項、第二十七条、第二十七条の二第一項、第二十八条、第三十条第二項、第三十三条第一項(第三十条第一項において準用する場合を含む。))及び第二項、第三十八条、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十三条、第四十九条、第五十八条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、第七十四条第一項、第八十条、第八十一条第一項、第八十二条、第八十三条、第八十八条の三、第八十八条の六、第八十八条の七、第九十条並びに第九十四条から第九十七条までの規定による基準

二 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条第二項(入所している者の居室及び各施設に特有の設備に係る部分に限る。)、第十九条第一号(寝室及び観察室に係る部分に限る。)、第二号及び第三号、第二十条第一号(乳幼児の養育のための専用の室に係る部分に限る。))及び第二号、第二十六条第一号(母子室に係る部分に限る。)、第二号(母子室を一世帯につき一室以上とする部分に限る。))及び第三号、第三十二条第一号(乳児室及びほふく室に係る部分に限る。)(第三十条第一項において準用する場合を含む。)、第二号(第三十条第一項において準用する場合を含む。)、第三号(第三十条第一項において準用する場合を含む。)、第五号(保育室及び遊戯室に係る部分に限る。)(第三十条第一項において準用する場合を含む。))及び第六号(保育室及び遊戯室に係る部分に限る。)(第三十条第一項において準用する場合を含む。)、第四十一条第一号(居室に係る部分に限る。)(第七十九条第二項において準用する場合を含む。))及び第二号(面積に係る部分に限る。)(第七十九条第二項において準用する場合を含む。)、第四十八条第一号(居室に係る部分に限る。))及び第七号(面積に係る部分に限る。)、第五十七条第一号(病室に係る部分に限る。)、第六十二条第一号(指導訓練室及び遊戯室に係る部分に限る。)、第二号(面積に係る部分に限る。))及び第三号、第六十八条第一号(病室に係る部分に限る。))並びに第七十二条第一号(居室に係る部分に限る。))及び第二号(面積に係る部分に限る。))の規定による基準

三 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第六条の三、第六条の四、第九条、第九条の二、第九条の四、第十条第三項、第十一条、第十四条の二、第十五条、第十九条第一号(調理室に係る部分に限る。)、第二十六条第二号(調理設備に係る部分に限る。)、第三十二条第一号(調理室に係る部分に限る。)(第三十条第一項において準用する場合を含む。))及び第五号(調理室に係る部分に限る。)(第三十条第一項において準用する場合を含む。)、第三十二条の二(第三十条第一項において準用する場合を含む。)、第三十五条、第四十一条第一号(調理室に係る部分に限る。)(第七十九条第二項において準用する場合を含む。)、第四十八条第一号(調理室に係る部分に限る。)、第五十七条第一号(給食施設に係る部分に限る。)、第六十二条第一号(調理室に係る部分に限る。))及び第六号(調理室に係る部分に限る。)、第六十八条第一号(調理室に係る部分に限る。))並びに第七十二条第一号(調理室に係る部分に限る。))の規定による基準

四 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この府令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

2 設備運営基準は、都道府県知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(児童福祉施設の長を含む。以下同じ。))の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

3 内閣総理大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準の目的)

第二条 法第四十五条第一項の規定により都道府県が条例で定める基準(以下「最低基準」という。))は、都道府県知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第三条 都道府県知事は、その管理に属する法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会(以下この項において「地方社会福祉審議会」という。))に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、地方社会福祉審議会)の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 都道府県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と児童福祉施設)

第四条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(児童福祉施設の一般原則)

第五条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(児童福祉施設と非常災害)

第六条 児童福祉施設(障害児入所施設及び児童発達支援センター(次条、第九条の四及び第十条第三項において「障害児入所施設等」という。))を除く。第九条の三及び第十条第二項において同じ。))においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

(非常災害対策)

第六条の二 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあつては毎月一回、救出その他必要な訓練にあつては定期的に行わなければならない。

3 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(安全計画の策定等)

第六条の三 児童福祉施設(助産施設、児童遊園、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。))は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。))を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行

うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第六条の四 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(児童福祉施設における職員の一般的要件)

第七条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等)

第七条の二 児童福祉施設の職員は、常に自己研 鑽さんに励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第八条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

(入所した者を平等に取り扱う原則)

第九条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによつて、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第九条の二 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第九条の三 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第九条の四 障害児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第十条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施すること。

4 児童福祉施設(助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。)においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

5 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第十一条 児童福祉施設(助産施設を除く。以下この項において同じ。)において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法(第八条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる

限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所した者及び職員の健康診断)

第十二条 児童福祉施設(児童厚生施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。第四項を除き、以下この条において同じ。)の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断

入所した児童に対する入所時の健康診断

児童が通学する学校における健康診断

定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第十二条の二 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係ることも家庭庁長官が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。

二 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

四 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

(児童福祉施設内部の規程)

第十三条 児童福祉施設(保育所を除く。)においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

一 入所する者の援助に関する事項

二 その他施設の管理についての重要事項

2 保育所は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 提供する保育の内容

三 職員の職種、員数及び職務の内容

四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

六 乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員

七 保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 保育所の運営に関する重要事項

(児童福祉施設に備える帳簿)

第十四条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第十四条の二 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第十四条の三 児童福祉施設は、その行つた援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。

3 児童福祉施設は、その行つた援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 児童福祉施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(大都市等の特例)

第十四条の四 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)にあつては、第一条第一項中「都道府県」とあるのは「指定都市」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第二条中「都道府県が」とあるのは「指定都市が」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、「都道府県に」とあるのは「指定都市に」と、同条第二項中「都道府県」とあるのは「指定都市」と読み替えるものとする。

2 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)にあつては、第一条第一項中「都道府県」とあるのは「都道府県(助産施設、母子生活支援施設又は保育所(以下「特定児童福祉施設」という。))については、中核市)」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事(特定児童福祉施設については、中核市の市長)」と、第二条中「都道府県が」とあるのは「都道府県(特定児童福祉施設については、中核市)が」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事(特定児童福祉施設については、中核市の市長)」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事(特定児童福祉施設については、中核市の市長)」と、「都道府県に」とあるのは「都道府県(特定児童福祉施設については、中核市)に」と、同条第二項中「都道府県」とあるのは「都道府県(特定児童福祉施設については、中核市)」と読み替えるものとする。

3 法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。)にあつては、第一条第一項中「都道府県」とあるのは「児童相談所設置市」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、第二条中「都道府県が」とあるのは「児童相談所設置市が」と、「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と、「法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会(以下この項において「地方社会福祉審議会」という。))に児童福祉に関する事務を調査審議させる都道府県にあつては、地方社会福祉審議会)」とあるのは「法第八条第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関」と、同条第二項中「都道府県」とあるのは「児童相談所設置市」と読み替えるものとする。

(略)

第五章 保育所

(設備の基準)

第三十二条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- 二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。
- 三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

五 満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。)、調理室及び便所を設けること。

六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

七 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。)又は準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。)(保育室等を三階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物)であること。

ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
三階	常用	1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。) 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備

		3 屋外階段
四階以上	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。) 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

ニ 保育所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。)以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(保育所の設備の基準の特例)

第三十二条の二 次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第十一条第一項の規定にかかわらず、当該保育所の満三歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

- 一 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- 二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。
- 三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- 四 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- 五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(職員)

第三十三条 保育所には、保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある保育所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

- 2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね十五人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね二十五人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。

(保育時間)

第三十四条 保育所における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、その地方における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

(保育の内容)

第三十五条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、内閣総理大臣が定める指針に従う。

(保護者との連絡)

第三十六条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(業務の質の評価等)

第三十六条の二 保育所は、自らその行う法第三十九条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第三十六条の三 削除 (以下略)

(参考) 名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成24年12月27日

条例第100号

改正 令和6年条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(設備及び運営に関する基準)

第2条 前条の基準は、この条例に定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「省令」という。)の定めるところによる。この場合において、次の表の左欄に掲げる省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条第1項	児童福祉施設は	児童福祉施設は、なごや子どもの権利条例(平成20年名古屋市条例第24号)の理念にのっとり
第32条第2号(第30条第1項において準用する場合を含む。)	1.65平方メートル以上	3.3平方メートル以上
第32条第5号(第30条第1項において準用する場合を含む。)	保育所の	市長が特に必要と認める場合は、保育所の

(令2条例24・一部改正)

(防犯及び事故防止)

第3条 児童福祉施設は、入所している者の安全を確保するため、防犯及び事故の防止に関し必要な措置を講じなければならない。

(食料及び飲料水の備蓄)

第4条 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設(通園部を除く。)及び児童自立支援施設は、非常災害に備え、入所している者及び職員の3日間の生活に必要な食料及び飲料水を備蓄しなければならない。

2 保育所、児童厚生施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設通園部、及び児童家庭支援センター及び里親支援センターは、非常災害に備え、入所している者及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めなければならない。

(令6条例30・一部改正)

(帳簿の保存)

第5条 児童福祉施設は、省令第14条の帳簿について、その性質、内容等に応じて市長が定める基準により保存しなければならない。

(暴力団の排除)

第6条 児童福祉施設は、その運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例(平成24年名古屋市条例第19号)第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する保育所の乳児室に対する第2条の規定により読み替えられた省令第32条第2号の規定の適用については、当分の間、なお従前の例による。

附 則(平成27年条例第6号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第1号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第24号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和6年条例第30号)抄

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(参考) 名古屋市保育所設置認可の基準等に関する要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定に基づく保育所の設置認可（以下「設置認可」という。）について、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）、名古屋市児童福祉法施行細則（昭和41年名古屋市規則第84号。以下「法施行細則」という。）に定めるもののほか、方針、基準及び手続きその他必要な事項を定めることにより、適正な設置認可を行うことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「非営利の法人」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社以外の法人のうち、次の各号に掲げる法人をいう。

- (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人又は一般財団法人
- (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益社団法人又は公益財団法人
- (3) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人
- (4) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- (5) 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第2条に規定する消費生活協同組合
- (6) 前各号に規定するもののほか、市長が適当と認めた法人

2 この要綱において「株式会社等」とは、会社法第2条第1号に規定する会社（有限会社を含む。）をいう。

(要保育所新設エリア)

第3条 削除

(設置認可の方針)

第4条 認可の申請があったときは、法第35条5項の規定に基づき、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項の規定により本市が定める子ども・子育て支援事業計画において、当該申請にかかる教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定により市町村が定める教育・保育提供区域とする。以下この項において同じ。）の教育・保育に係る利用定員総数と必要利用定員総数を勘案し、当該教育・保育提供区域における教育・保育に係る利用定員総数が必要利用定員総数に満たない場合は、当該申請が第6条から第16条に定める基準に適合すると認めるときは、認可を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、設置認可を行うことができる。

- (1) 夜間保育所（厚生省児童家庭局長通知「夜間保育所の設置認可等」平成12年3月30日付児発298号に規定する夜間保育所をいう。）を新設する場合
- (2) 本市の公募によって選定された法人が、設置認可の申請を行う場合

(設置主体)

第5条 保育所の設置主体は、社会福祉法人又は学校法人とする。ただし、第3章に定める基

準を満たす場合については、非営利の法人及び株式会社等を設置主体とすることができる。

第 2 章 設置認可の基準

(設置位置)

第 6 条 保育所の設置位置は、第 4 条の設置認可の方針並びに既存の保育所及び認定こども園との位置関係を考慮したうえで、保育所を新設する必要があると認められるところとする。

(定 員)

第 7 条 保育所の定員は、20 人以上とする。ただし、保育所の定員が 60 人未満の場合、当該保育所の施設長は、保育士の資格を有し、直接児童の保育に従事することができるものを配置するよう努めることとする。

(資産の保有等)

第 8 条 保育所の設置者（以下「設置者」という。）は、保育所の経営を行うために直接的に必要となるすべての物件について所有権を有しているか又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、新たに社会福祉法人を設立して保育所を設置する場合における保育所の経営を行うために直接的に必要となる物件の保有については、「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日付児発第 908 号）別紙 1「社会福祉法人審査基準 第 2 法人の資産 1 資産の所有等・原則」によるものとする。

(運営費の保有)

第 9 条 設置者は、当該保育所運営費の年間見込み額の 12 分の 1 以上の資金を、普通預金、当座預金等により保有していなければならない。

(設備運営基準の遵守)

第 10 条 保育所の設備及び運営については、名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年名古屋市条例第 100 号。以下「設備運営基準」という。）を満たしていなければならない。また、建物については、昭和 56 年新耐震基準に基づき設計されたものである等、耐震に関して安全性が確認されていなければならない。なお、認可後においてもこれらを遵守しなければならない。

2 前項の規定のうち、設備運営基準第 2 条の規定により読み替えて適用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 32 条第 5 号に規定する屋外遊戯場の設置に関して必要な事項は、別に定める。

第 3 章 設置者が非営利の法人である場合の設置認可の基準

(非営利の法人にかかる設置認可の基準)

第 11 条 設置者が非営利の法人である場合の設置認可は、第 2 章に掲げる基準に加えて、法第 45 条第 1 項の条例で定める基準（保育所に係るものに限る。）を満たすかどうかを審査するほか、法第 35 条第 5 項各号に掲げられた基準を満たす場合に行うことができるものとする。その際の基準については、以下のとおりであること。

(1) 設置者が、保育所を経営するために必要な経済的基礎を有すること。「経済的基礎を有する」とは、以下のア及びイを満たすものをいうこと。

ア 原則として、保育所の経営を行うための直接必要なすべての物件について所有権を有

しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。ただし、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成 16 年 5 月 24 日雇児発第 0524002 号、社援発第 0524008 号）に定められた要件を満たしている場合には、「必要な経済的基礎がある」と取り扱って差し支えないこと。

イ 債務超過や直近 3 か年の連続した損失計上（設立からの会計年度が 1 年以上 2 年未満の場合にあっては直近 1 か年の損失計上、設立からの会計年度が 2 年以上 3 年未満の場合にあっては直近 2 か年の連続した損失計上）、公租公課の滞納等、経営状況に係る懸念事項がないこと。

(2) 当該保育所の経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下「役員」という。）が、社会的信望を有していること。

(3) 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。「実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」とは、次に掲げるア及びイのいずれにも該当するか、又はウに該当すること。

ア 保育所の施設長（以下「施設長」という。）が保育所等（保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいう。）において 2 年以上の勤務経験がある者であること若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること、又は役員に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

イ 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者及び施設長を含む運営委員会（保育所の運営に関し、設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置していること。

ウ 役員に保育サービスの利用者及び施設長を含むこと。

(4) 設置者が、保育所の運営について不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認める相当な理由がある者でないこと。

(5) 設置者の財務内容が適正であること。

(6) 保育所の敷地及び建物である不動産（以下「保育所不動産」という。）のうち法人所有であるもの（以下「法人所有保育所不動産」という。）について、これを担保に供していないこと。ただし、保育所の整備資金借入について必要があると市長が認めたときは、この限りでない。

（株式会社等に係る設置認可の基準）

第 11 条の 2 設置者が株式会社等である場合の設置認可は、第 2 章及び前条に掲げる要件（第 6 号を除く。）に加えて、次の各号に掲げる要件を満たす場合に行うことができるものとする。

(1) 保育所を継続的及び安定的に運営していくために、必要な収支の計画が策定されていること。

(2) 保育所の運営に当たり、事業の基本理念、保育方針並びに職員の採用及び育成等について具体的かつ必要な計画が策定されていること。

（学校法人又は非営利の法人にかかる設置認可の条件）

第 12 条 設置者が学校法人又は非営利の法人である場合の設置認可にあたっては、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

(1) 設備運営基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに

応ずること。

(2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 33 条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、「社会福祉法人会計基準」（平成 28 年 3 月 31 日付厚生労働省令第 79 号。以下「社会福祉法人会計基準」という。）の定めるところにより、保育所を営む事業（以下「保育所事業」という。）にかかる区分を設けること。

(3) 保育所事業については、社会福祉法人会計基準に基づく法人単位資金収支計算書及び事業区分資金収支内訳表、拠点区分資金収支計算書及び拠点区分資金収支明細書及び積立金・積立資産明細書（当該拠点区分にサービス区分を設定している場合には、摘要欄に当該区分名を記載すること。）を作成すること。

(4) 毎会計年度終了後 3 か月以内に、次に掲げる書類に、保育所事業にかかる現況報告書を添付して、市長に提出すること。

ア 前会計年度末における貸借対照表

イ 前会計年度の収支計算書又は損益計算書

ウ 前号に定める保育所事業にかかる前会計年度の資金収支計算書及び資金収支内訳表

エ 前号に定める保育所事業にかかる前会計年度末における積立金・積立資産明細表

(5) 法人所有保育所不動産を処分することは認められないこと。ただし、法人所有保育所不動産の処分内容が当該保育所の運営に重大な支障を与えないものであること及び処分後の保育所不動産の貸与内容が第 4 章に定める基準を満たすことが確認できる場合に限り、法人所有保育所不動産の処分を認める場合がある。

(6) 法人所有保育所不動産について、設置認可後これを新たに担保に供することは認められないこと。ただし、保育所の整備資金を借入れるにあたって必要があると市長が認めたときは、この限りでない。

(7) 法 58 条第 1 項の規定を踏まえ、保育所が法若しくは法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、設置者に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命じ、さらに設置者がその命令に従わないときは、期間を定めて事業の停止を命じることがあり、その際、設置者がその命令に従わず他の方法により運営の適正を期しがたいときは、設置認可を取り消すことがあること。ただし、当該違反が、乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であり、改善の見込みがないと考えられる場合については、速やかな事業の停止や認可の取消しを検討すること。

（株式会社等に係る設置認可の条件）

第 12 条の 2 設置者が株式会社等である場合の設置認可に当たっては、前条に掲げる条件（第 4 号及び第 6 号を除く。）に加えて次の各号に掲げる条件を付すものとする。

(1) 保育所ごとに経理上の区分を設け、預金通帳及び帳簿等により区分を明確にして資金管理を行うこと。

(2) 前号の区分ごとに次に掲げる書類を作成し、市長が定める日までに市長に提出すること。

ア 前年度末における社会福祉法人会計基準による貸借対照表

イ 前年度の社会福祉法人会計基準による拠点区分事業活動計算書及び拠点区分事業活動明細書

ウ 前年度の社会福祉法人会計基準による拠点区分資金収支計算書及び拠点区分資金収支

明細書

エ 前年度の企業会計の基準による株主資本等変動計算書

オ 借入金明細書

カ 基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書

キ その他市長が必要と認める書類

(3) 保育所事業における経理処理の方針について、次に掲げる事項をあらかじめ市長に報告すること。

ア 設置者の経理規程

イ 財務諸表の個別注記表に記載すべき事項

ウ 本社経費等の保育所以外において支出される保育所運営のための経費について第 1 号の区分からの支出に係る按分の考え方

エ その他市長が必要と認める事項

(4) 毎会計年度終了後 3 か月以内に、次に掲げる設置者に係る書類（設置者が連結会社の場合は、連結財務諸表に係る書類を含む。）に、保育所事業に係る現況報告書を添付して、市長に提出すること。

ア 前会計年度末における貸借対照表

イ 前会計年度の損益計算書

ウ 前会計年度のキャッシュ・フロー計算書

エ 第 12 条第 3 号に定める保育所事業に係る前会計年度の資金収支計算書等

オ 第 12 条第 3 号に定める保育所事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書

カ その他市長が必要と認める書類

(5) 保育所運営に係る毎年度の予算を保育所の各施設ごとに作成し、市長が定める日までに市長に提出すること。また、予算と実際の執行状況の照合において調査及び指導等に応じること。

(6) 保育所運営に係る毎年度の計画を保育所の各施設ごとに作成し、市長が定める日までに市長に提出すること。また、計画と実際の運営状況の照合において調査及び指導等に応じること。

(7) 前 2 号の予算及び計画については、市長から修正の指示があった場合には、速やかにこれに応じること。

(8) 法人所有保育所不動産について、設置認可後これを新たに担保に供した場合には、速やかに市長に届出ること。

(9) 認可後、少なくとも 3 年に 1 回は福祉サービス第三者評価を受審するとともに、その結果及び改善についての取り組み状況を公表し、併せて市長に報告すること。また受審後も引き続き少なくとも 3 年に 1 回は受審することとし、同様に公表及び市長への報告を行うこと。

(10) 児童福祉法、設備運営基準及びこの要綱その他の本市の規程及び認可時に市長が付した条件について、設置者は、これを誠実に遵守すること。また、遵守について承諾書を市長に提出すること。

第 4 章 不動産貸与を受ける場合の設置認可の基準

(不動産貸与に関する基本的方針)

第 13 条 第 8 条の規定にかかわらず、待機児童の解消等の課題に対応するため、第 14 条から第 16 条までの基準を満たす場合は、国若しくは地方公共団体以外の者から保育所不動産の貸与を受ける場合についても設置認可を行うことができる。

(保育所不動産貸与にかかる設置主体)

第 14 条 保育所不動産の貸与を受ける設置主体は、次の各号のいずれかでなければならない。

(1) 既に第 1 種社会福祉事業（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項第 2 号、第 3 号又は第 4 号までに掲げる事業に限る。）又は第 2 種社会福祉事業のうち保育所を経営する事業若しくは障害福祉サービス事業（療育介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）を行っている社会福祉法人

(2) 学校法人又は非営利の法人

(3) 株式会社等

(地上権・賃借権の登記)

第 15 条 貸与を受ける保育所不動産については、地上権又は賃借権を設置し、かつこれを登記しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合など、安定的な事業の継続性の確保が図られると認められる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないことができる。

(1) 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において 10 年以上とされている場合

(2) 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

(賃借料等に関する事項)

第 16 条 貸与を受ける保育所不動産にかかる賃借料（以下この条において「賃借料」という。）については、地域の水準に照らして適正な額以下でなければならない。

2 賃借料の財源については、設置主体の既存事業等から継続的な財源確保がされていなければならない。

3 賃借料及びその財源については、設置主体の収支予算書に適正に計上されていなければならない。

4 学校法人、非営利の法人及び株式会社等が保育所不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合には、前項に規定する賃借料の財源とは別に、当面の賃借料の支払いに充てる準備金として、①1 年間の賃借料に相当する額及び②1 千万円（1 年間の賃借料が 1 千万円を超えるときは当該 1 年間の賃借料相当額とする。ただし、地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間等施設使用の安定性、設置主体の総合的な財政力及び施設の経営・運営実績等を勘案し、賃貸施設であっても安定的な事業経営が認められる場合には、市長は 2 分の 1 を目途とする範囲内で当該額を減額することができる。）を基本として、事業規模に応じ、当該保育所が安定的に運営可能と認めた額の合算額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等をいう。）により保有していなければならない。

第 5 章 設置認可、内容変更及び取消等の手続

(設置認可申請)

第 17 条 設置認可を受けようとする者は、法施行細則に規定する児童福祉施設設置認可申請書（第 12 号様式。以下「設置認可申請書」という。）に、規則第 37 条第 1 項各号に掲げる事項を備えた書類及び同条第 3 項各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（公募及び事前協議）

第 18 条 設置認可を受けることができる者は、原則として、公募によって選定された法人とする。ただし、特に市長が必要と認める場合は、公募によらず、事前協議によって、設置認可を受けることができるものとする。

2 事前協議は、第 20 条の 4 第 2 項に定める期間によるものを除き、別に市長が定める期日までに行わなければならない。

3 事前協議は、次の各号に掲げる事項を記載した書類を提出することにより行う。

- (1) 設置主体に関する事
- (2) 経営組織に関する事項
- (3) 施設の状況に関する事項
- (4) 財務の状況に関する事項
- (5) 不動産に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

（設置認可）

第 19 条 設置認可申請書が提出されたときは、市長は、内容を審査し、その認可の可否の結果について申請者に対して通知しなければならない。

2 社会福祉法人、学校法人、非営利の法人及び株式会社等からの設置認可申請に係る内容の審査に当たっては、外部委員による評価に基づく審議を経るものとする。ただし、事前協議により保育所を設置する場合は、社会福祉法人等審査会又は協議による保育所等設置認可審査会の審議を経るものとする。

（株式会社等による設置認可に係る調査）

第 19 条の 2 株式会社等が設置認可を申請する場合は、前条第 2 項に規定する審議に関し、次の各号に掲げる者に、必要な調査を行わせるものとする。

- (1) 企業会計に識見を有する者
- (2) 保育士資格を有する者

2 前項の者は、提出された書類の審査及び口述による質疑応答等の方法により調査を行うものとする。

（設置認可内容変更）

第 20 条 規則第 37 条第 6 項の規定による施設内容の変更（同条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更に限る。）の届出を行うことができる者は、第 18 条の規定に準じた方法により選定するものとする。

（保育所を休廃止する場合）

第 20 条の 2 設置者が保育所を休止又は廃止（以下「休廃止」という。）する場合には、在園するすべての児童が退所又は小学校就学の始期に達するまで、保育所の運営を継続しなければならない。

（保育所の運営を引継ぐ場合）

第 20 条の 3 前条の規定による継続が困難で、当該保育所の運営を引継ぐ者（以下「引継者」という。）がある場合には、設置者の変更は、各年度の 4 月 1 日において行うものとする。

（事前協議及び予告）

第 20 条の 4 前 2 条の場合において、設置者は休廃止又は設置者の変更（以下「休廃止等」という。）に係る認可事務等を円滑かつ適正に行うため、事前協議を行うとともに、保護者等へ予告を行わなければならない。

2 前項による事前協議及び予告は、次の表の左欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の中欄及び右欄に定める期限までに行わなければならない。

区分	事前協議の期限	予告の期限
休廃止の場合	入所募集を停止する年度の前年度の 7 月末まで	入所募集を停止する年度の前年度の 9 月末まで
設置者を変更する場合	設置者を変更する年度の前年度の 7 月末まで	設置者を変更する年度の前年度の 9 月末まで

（引継者に係る要件）

第 20 条の 5 引継者は、前条の規定により予告を行うまでに、第 18 条第 2 項の規定に準じて定める期日までに、事前協議を行い、また第 19 条第 2 項の規定による社会福法人等審査会又は協議による保育所等設置認可審査会による審議を経なければならない。

2 引継者が株式会社等の場合は、前項の規定による審議に関する必要な調査について、第 19 条の 2 の規定を準用する。

（予告の内容）

第 20 条の 6 設置者は、予告を行ってから休廃止等までの期間（以下「予告期間」という。）に、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 休廃止等に係る保護者等への説明

(2) 休廃止等に係る社会福祉事務所との連絡調整

(3) 休廃止等に際し、転園を希望する児童に係る転園希望先保育所への情報提供等の便宜の提供

(4) 引継者への事業の引継ぎ（第 20 条の 3 の場合に限る。）

(5) その他市長が必要と認める事項

2 第 20 条の 4 の場合において、引継者は、予告期間に、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 保育所の引継ぎに係る保護者等への説明

(2) 保育所の引継ぎに係る社会福祉事務所との連絡調整

(3) その他市長が必要と認める事項

3 前 2 項の規定により必要となる経費については、設置者及び引継者が協議の上、負担するものとする。

（財務状況の悪化等における設置者の交代）

第 20 条の 7 設置者の財務状況の悪化等により、保育所の運営の継続が困難な場合には、第 20 条の 2 及び第 20 条の 3 の規定にかかわらず、設置者が運営を終える 6 月前に市長に事前協議を行い、3 月前に保護者等へ予告を行わなければならない。この場合、設置者は、予告ま

でに引継者を確保しなければならない。

2 前2条の規定は、前項の場合に準用する。

(設置認可の取消し等)

第21条 市長は、法第46条第3項に基づき、設置認可を受けた保育所の設備又は運営が設備運営基準に達しないときは、設置者に対し、必要な改善を勧告し、又は設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。

2 市長は、設置認可を受けた保育所の設備又は運営が設備運営基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、法第46条第4項に基づき、設置者に対してその保育所の事業の停止を命ずることができる。

3 市長は、設置認可を受けた保育所が、法若しくは法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、法第58条に基づき、設置認可を取り消すことができる。

第6章 その他

(指導基準)

第22条 市長は、この要綱に定めるもののほか、保育所の設備及び運営を向上させるための指導基準を定めることができる。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、設置認可に関し必要な事項は、子ども青少年局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成13年10月11日から施行する。

(経過措置)

第2条 第18条の規定にかかわらず、同条第2項の表中「上記以外の場合」における事前協議の期限は、平成13年度に行われる事前協議に適用する場合に限り、平成13年11月15日とする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

第 1 条 この要綱は、平成 22 年 8 月 17 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 第 18 条第 2 項の表中に規定する事前協議の期限は、平成 22 年度に行われる事前協議に適用する場合に限り、平成 22 年 9 月 30 日とする。

附 則

この要綱は、平成 23 年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 11 月 17 日から施行する。ただし、第 10 条の改正規定中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改める部分は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、別に定める日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(参考) 屋外遊戯場の設置に関する要領

(目的)

第 1条 この要領は、名古屋市保育所設置認可の基準等に関する要綱第10条第 2 項に基づき、保育所の屋外遊戯場の設置に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(屋外遊戯場の設置)

第 2条 保育所に屋外遊戯場を設ける場合には、保育所と同一の敷地（屋上を含む。）（以下「保育所敷地内」という。）に設けるものとし、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条第 6号に定める面積（以下「基準面積」という。）を有するものとする。

2 保育所の屋上に屋外遊戯場を設ける場合には、児童福祉施設最低基準の一部改正について（平成14年雇児発第1225008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第 2の関係規定を遵守しなければならない。

(屋外遊戯場の設置に係る特例)

第 3条 屋外遊戯場の設置について、前条の規定にかかわらず、次条に規定する屋外遊戯場に代わるべき場所（以下「代替遊戯場」という。）を確保することを要件に、次表の左欄の場合において、同表の右欄のようにすることができる。

市の都市計画で指定する商業地域又は近隣商業地域において保育所を設置する場合	基準面積の 2分の 1以上の面積で設置することができる。
待機児童が多い地域として市長が指定する地域において賃貸物件を活用して保育所を整備し、設置する場合	
市の都市計画で指定する商業地域であって、かつ容積率が500パーセント以上とされる地域において保育所を設置する場合	屋外遊戯場を設置しないことができる。ただし、保育所敷地内に水遊びができる場所を確保しなければならない。
鉄道駅の周辺において屋外遊戯場の設置が困難な場所において保育所を設置する場合	

(代替遊戯場)

第 4条 代替遊戯場は、次の基準を満たすものとする。

- (1) 公園、広場、寺社境内等とし、その所有権等を有する者が地方公共団体、公共的団体その他地域の実情に応じた信用力の高い主体であり、保育所による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であること。
- (2) 基準面積以上の広さを有すること。
- (3) 代替遊戯場での屋外活動及び移動に当たっての安全が確保されていること。
- (4) 保育所から幼児同伴で徒歩10分程度の範囲内にあること。

(代替遊戯場の利用に係る安全等の確保)

第 5条 保育所設置者は、第 3条の規定により、代替遊戯場を設置する場合には、その利用にあたって安全等を確保するため、次の事項を行わなければならない。

- (1) 代替遊戯場における屋外活動に関する計画書を作成し、市長に提出すること。
なお、計画書には、次の事項を記載するものとする。

ア 代替遊戯場の場所及び保育所からの移動経路

イ 代替遊戯場の屋外活動における職員配置

ウ 緊急事態が発生した場合の保育士等の体制

エ その他必要な事項

- (2) 代替遊戯場の管理者等及びその地域住民に対して、利用について説明し、理解を得るよう努めること。

(委任)

第 6条 この要領で定めるもののほか、屋外遊戯場の設置に係る運用基準に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成23年11月17日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要領は、施行日以後に設置認可される保育所について適用し、施行日前に設置認可された保育所については、なお従前の例による。

ただし、待機児童が多い地域として市長が指定する地域において賃貸物件を活用して整備し設置認可した保育所については、この限りではない。

- 3 第 2条第 1項中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」とあるのは、平成24年 3月31日までの間は、「児童福祉施設最低基準」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

○幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

(平成二十六年四月三十日)

(／内閣府／文部科学省／厚生労働省／令第一号)

改正 令和六年九月二十七日内閣府／文部科学省／令第三号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第十三条第二項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を次のように定める。

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
(趣旨)

第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「法」という。)第十三条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- 一 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県(指定都市等所在施設(法第三条第一項に規定する指定都市等所在施設をいう。次項において同じ。))である幼保連携型認定こども園(都道府県が設置するものを除く。))については、当該指定都市等(法第三条第一項に規定する指定都市等をいう。次項において同じ。))。以下同じ。))が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条、第五条及び第十三条第二項(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第八条第二項の規定を読み替えて準用する部分に限る。))並びに附則第二条第一項、第三条及び第五条から第九条までの規定による基準
- 二 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第六条、第七条第一項から第六項まで、第十三条第一項(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条第八号の規定を読み替えて準用する部分に限る。))及び第二項(同令第八条第二項の規定を読み替えて準用する部分に限る。))並びに第十四条並びに附則第二条第二項及び第四条の規定による基準
- 三 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第九条第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。))、第十二条及び第十三条第一項(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第九条、第九条の二、第十一条(第四項ただし書を除く。))、第十四条の二及び第三十二条の二(後段を除く。))の規定を読み替えて準用する部分に限る。))の規定による基準

四 法第十三条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この命令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

2 法第十三条第二項の主務省令で定める基準は、都道府県知事(指定都市等所在施設である幼保連携型認定こども園(都道府県が設置するものを除く。))については、当該指定都市等の長。以下同じ。)の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児(法第十四条第六項に規定する園児をいう。以下同じ。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

3 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、法第十三条第二項の主務省令で定める基準を常に向上させるように努めるものとする。

(設備運営基準の目的)

第二条 法第十三条第一項の規定により都道府県が条例で定める基準(次条において「設備運営基準」という。)は、都道府県知事の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(設備運営基準の向上)

第三条 都道府県知事は、その管理に属する法第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 都道府県は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

(学級の編制の基準)

第四条 満三歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 一学級の園児数は、三十五人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

(職員の数等)

第五条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を一人以上置かなければならない。

2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分

に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下ってはならない。

園児の区分	員数
一 満四歳以上の園児	おおむね二十五につき一人
二 満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね十五につき一人
三 満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人
四 満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人
備考	
一 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第六条において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十八条の十八第一項(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある幼保連携型認定こども園にあつては、同条第八項において準用する場合を含む。)の登録(以下この号において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。 二 この表に定める員数は、同表の上欄の園児の区分ごとに下欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。 三 この表の第一号及び第二号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。 四 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を一人増加するものとする。	

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条の二(後段を除く。第七条第三項において同じ。)の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

- 一 副園長又は教頭
 - 二 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
 - 三 事務職員
- (園舎及び園庭)

第六条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

- 2 園舎は、二階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、三階建以上とすることができる。
- 3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下この項及び次項において「保育室等」という。)は一階に設けるものとする。ただし、園舎が第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条第八号イ、ロ及びへに掲げる要件を満たすときは保育室等を二階に、前項ただし書の規定により園舎を三階建以上とする場合であって、第十三条第一項において読み替えて準用する同令第三十二条第八号に掲げる要件を満たすときは、保育室等を三階以上の階に設けることができる。
- 4 前項ただし書の場合において、三階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満三歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。
- 5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。
- 6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積(平方メートル)
一学級	180
二学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

二 満三歳未満の園児数に応じ、次条第六項の規定により算定した面積

- 7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積(平方メートル)
二学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
三学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積

二 三・三平方メートルに満二歳以上満三歳未満の園児数を乗じて得た面積

(園舎に備えるべき設備)

第七条 園舎には、次に掲げる設備(第二号に掲げる設備については、満二歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。)を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

一 職員室

二 乳児室又はほふく室

三 保育室

- 四 遊戯室
 - 五 保健室
 - 六 調理室
 - 七 便所
 - 八 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備
- 2 保育室(満三歳以上の園児に係るものに限る。)の数は、学級数を下ってはならない。
- 3 満三歳以上の園児に対する食事の提供について、第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条の二に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあつては、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
- 4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が二十人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。
- 5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。
- 6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。
- 一 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積
 - 二 ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積
 - 三 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上の園児数を乗じて得た面積
- 7 第一項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。
- 一 放送聴取設備
 - 二 映写設備
 - 三 水遊び場
 - 四 園児清浄用設備
 - 五 図書室
 - 六 会議室
- (園具及び教具)
- 第八条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第九条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、三十九週を下ってはならないこと。

二 教育に係る標準的な一日当たりの時間(次号において「教育時間」という。)は、四時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。

三 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満三歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。)は、一日につき八時間を原則とすること。

2 前項第三号の時間については、その地方における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

(子育て支援事業の内容)

第十条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

(揭示)

第十一条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

(学校教育法施行規則の準用)

第十二条 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第五十四条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児(以下この条において「園児」という。)」がと、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用)

第十三条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四条、第五条第一項、第二項及び第四項、第七条の二、第九条から第九条の三まで、第十一条(第四項ただし書を除く。)、第十四条の二、第十四条の三第一項、第三項及び第四項、第三十二条第八号、第三十二条の二(後段を除く。))並びに第三十六条の規定は、幼保連携型認定こども園に

について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四条の見出し及び同条第二項	最低基準	設備運営基準
第四条第一項	最低基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十三条第一項の規定により都道府県(同法第三条第一項に規定する指定都市等所在施設である同法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(都道府県が設置するものを除く。))については、当該指定都市等(同法第三条第一項に規定する指定都市等をいう。))が条例で定める基準(以下この条において「設備運営基準」という。)
第五条第一項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児(以下「園児」という。)
第五条第二項及び第十一条第五項	児童の	園児の
第七条の二第一項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第九条の見出し	入所した者	園児
第九条並びに第十一条第二項及び第三項	入所している者	園児
第九条	又は入所	又は入園
第九条の二	入所中の児童	園児
	当該児童	当該園児
第九条の三第一項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育(満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)

	及び	並びに
第十一条第一項	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する園児
	第八条	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第十三条第二項において読み替えて準用する第八条
	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等
第十四条の二	利用者	園児
第十四条の三第一項	援助	教育及び保育並びに子育ての支援
	入所している者	園児
第十四条の三第三項	援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置に係る	教育及び保育並びに子育ての支援について、
第三十二条第八号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所
第三十二条第八号イ	耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。)又は準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。)(保育室等を三階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物)	建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物
第三十二条第八号ロ	施設又は設備	設備
第三十二条第八号ハ	施設及び設備	設備
第三十二条第八号ヘ	乳幼児	園児

第三十二条の二	第十一条第一項	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第十三条第一項において読み替えて準用する第十一条第一項
	幼児	園児
	乳幼児	園児
第三十六条	保育所の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第一項に規定する園長
	入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育

2 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第八条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第一項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第二項中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、「保育所の設備及び職員については、」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、」と読み替えるものとする。

(幼稚園設置基準の準用)

第十四条 幼稚園設置基準(昭和三十一年文部省令第三十二号)第七条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条第一項中「幼児の教育上」

とあるのは「その運営上」と、同条第二項中「施設及び設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(施行の日＝平成二七年四月一日)

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

第二条 施行日から起算して五年間は、第五条第三項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園(一部改正法附則第三条第一項の規定により法第十七条第一項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園(一部改正法による改正前の法第七条第一項に規定する認定こども園である同法第三条第三項に規定する幼保連携施設(幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。))をいう。)をいう。以下この条において同じ。)の職員配置については、なお従前の例によることができる。

2 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第六条から第八条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

第三条 施行日から起算して十二年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第五条第三項の規定の適用については、同項の表備考第一号中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

第四条 施行日の前日において現に幼稚園(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。)を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第六条第三項及び第七項並びに第七条第六項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条第三項	第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条第八号イ、ロ及びヘに掲げる要件を満たす	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える

第六条第七項	一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積	一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積												
	<table><tr><th>学級数</th><th>面積(平方メートル)</th></tr><tr><td>二学級以下</td><td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td></tr><tr><td>三学級以上</td><td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td></tr></table> ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積	学級数	面積(平方メートル)	二学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	三学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$	<table><tr><th>学級数</th><th>面積(平方メートル)</th></tr><tr><td>二学級以下</td><td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td></tr><tr><td>三学級以上</td><td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td></tr></table>	学級数	面積(平方メートル)	二学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	三学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$
学級数	面積(平方メートル)													
二学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$													
三学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$													
学級数	面積(平方メートル)													
二学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$													
三学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$													
第七条第六項	一 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積 二 ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積 三 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上の園児数を乗じて得た面積	一 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積 二 ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積												

2 施行日の前日において現に保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。)を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第六条第三項、第六項及び第七項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条第三項	第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

第六条第六項	一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積	一 満三歳以上の園児数に応じ、次条第六項の規定により算定した面積						
	<table><tr><td>学級数</td><td>面積(平方メートル)</td></tr><tr><td>一学級</td><td>180</td></tr><tr><td>二学級以上</td><td>$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$</td></tr></table>	学級数	面積(平方メートル)	一学級	180	二学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$	
学級数	面積(平方メートル)							
一学級	180							
二学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$							
第六条第七項	一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積 <table><tr><td>学級数</td><td>面積(平方メートル)</td></tr><tr><td>二学級以下</td><td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td></tr><tr><td>三学級以上</td><td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td></tr></table> ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積	学級数	面積(平方メートル)	二学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	三学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$	一 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積
学級数	面積(平方メートル)							
二学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$							
三学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$							

3 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭(第六条第七項第一号の面積以上の面積のものに限る。)を設けるものは、当分の間、同条第五項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満三歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- 一 園児が安全に移動できる場所であること。
- 二 園児が安全に利用できる場所であること。
- 三 園児が日常的に利用できる場所であること。
- 四 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

第五条 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第五条第三項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員(以下「職員」という。)の数が一人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち一人は、同項の表備考第一号の規定にかかわらず、都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。

(平二八内府文科厚労令一・追加)

第六条 第五条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第七条 一日につき八時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第五条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第八条 第五条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の園児の数が四人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第五条第三項の表備考第一号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

2 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第九条 前三条の規定により第五条第三項の表備考第一号に定める者を小学校教諭等免許状所持者、都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、都道府県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

附 則（平成二七年三月三十一日／内閣府／文部科学省／厚生労働省／令第三号）
この命令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年八月三十一日／内閣府／文部科学省／厚生労働省／令第六号）
この命令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年九月一日）から施行する。

附 則（平成二七年九月四日／内閣府／文部科学省／厚生労働省／令第七号） 抄
（施行期日）

- 1 この命令は、公布の日から施行する。
（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この命令の施行の際現に前項の規定による改正前の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準附則第五条の規定により食事の提供を行っている幼保連携型認定こども園については、この命令の施行後は、第一項の認定を受けて公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業を行っているものとみなす。

附 則（平成二八年三月三十一日／内閣府／文部科学省／厚生労働省／令第一号）
この命令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年三月二三日／内閣府／文部科学省／厚生労働省／令第一号）
この命令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年九月二一日／内閣府／文部科学省／厚生労働省／令第二号）
この命令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年九月二十二日）から施行する。

附 則（平成三十一年三月一五日／内閣府／文部科学省／厚生労働省／令第二号）
この命令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年七月三十一日／内閣府／文部科学省／厚生労働省／令第一号）
（施行期日）

- 1 この命令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この命令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、この命令による改正後の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第六条第三項（同令附則第四条第一項及び第二項において読み替えて適用する場合を含む。）及び第十三条第一項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十二条第八号の規定を準用する部分に限る。）の規定による基準（以下「新基準」という。）に従い定める就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十三条第一項に規定する都道府県又は指定都市等（同法第三条

第一項に規定する指定都市等をいう。)の条例が制定施行されるまでの間は、新基準は、当該都道府県又は指定都市等の条例で定める基準とみなす。

附 則 (令和元年一〇月一八日／内閣府／文部科学省／厚生労働省／令第三号)
この命令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月三十一日／内閣府／文部科学省／厚生労働省／令第一号)
この命令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年一二月一六日／内閣府／文部科学省／厚生労働省／令第三号)
この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年二月三日／内閣府／文部科学省／厚生労働省／令第一号)
この命令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年三月三十一日／内閣府／文部科学省／厚生労働省／令第二号) 抄
(施行期日)

- 1 この命令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年三月一三日内閣府・文部科学省令第一号)
(施行期日)

- 1 この命令は、令和六年四月一日から施行する。
(経過措置)

- 2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この命令による改正後の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（次項において「新基準」という。）第五条第三項の規定は、適用しない。

この場合において、この命令による改正前の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第五条第三項の規定は、この命令の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

- 3 前項の場合を除き、この命令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、新基準第五条第三項の規定による基準（満四歳以上の園児及び満三歳以上満四歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。以下この項において同じ。）に従い定める就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十三条第一項に規定する都道府県又は指定都市等（同法第三条第一項に規定する指定都市等をいう。）の条例が制定施行されるまでの間は、新基準第五条第三項の規定による基準は、当該都道府県又は指定都市等の条例で定める基準とみなす。

附 則 (令和六年九月二七日内閣府・文部科学省令第三号)
この命令は、公布の日から施行する。

(参考) 名古屋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
を定める条例

平成26年10月 8 日

条例第57号

改正 令和2年条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準)

第2条 前条の基準は、この条例に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「命令」という。)の定めるところによる。この場合において、次の表の左欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条第6項第1号	1.65 平方メートル	3.3 平方メートル
第13条第1項の表第5条第1項の項	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	なごや子どもの権利条例(平成20年名古屋市条例第24号)の理念にのっとり、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
附則第4条第1項の表第7条第6項の項	1.65 平方メートル	3.3 平方メートル

(防犯及び事故防止)

第3条 幼保連携型認定こども園は、園児の安全を確保するため、防犯及び事故の防止に関し必要な措置を講じなければならない。

(避難訓練等)

第4条 幼保連携型認定こども園は、非常災害に備えるため、少なくとも毎月1回は避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(食料及び飲料水の備蓄)

第5条 幼保連携型認定こども園は、非常災害に備え、園児及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めなければならない。

(暴力団の排除)

第6条 幼保連携型認定こども園は、その運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例(平成24年名古屋市条例第19号)第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成27年4月1日)

附 則(令和2年条例第24号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

第1章 総則

(目 的)

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づく幼保連携型認定こども園の設置認可（以下「設置認可」という。）について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「規則」という。）、名古屋市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成26年名古屋市規則第101号。以下「法施行細則」という。）に定めるもののほか、方針、基準及び手続きその他必要な事項を定めることにより、適正な設置認可を行うことを目的とする。

(設置認可の方針)

第2条 認可の申請があったときは、法第17条第6項の規定に基づき、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項の規定により本市が定める子ども・子育て支援事業計画において、当該申請にかかる教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定により市町村が定める教育・保育提供区域とする。以下この項において同じ。）の教育・保育に係る利用定員総数と必要利用定員総数を勘案し、当該教育・保育提供区域における教育・保育に係る利用定員総数が必要利用定員総数に満たない場合は、当該申請が第4条から第13条に定める基準に適合すると認めるときは、認可を行うものとする。

2 前項の規定に関わらず、既存の幼稚園又は保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する場合は、供給過剰地域においても、適切な需給状況が確保されるよう既存施設の現在の利用状況等を勘案し、認可を行うことができる。

(設置主体)

第3条 幼保連携型認定こども園の設置主体は、法第12条の規定に基づき、学校法人及び社会福祉法人とする。

第2章 設置認可の基準

(設置位置)

第4条 幼保連携型認定こども園の設置位置は、第2条の設置認可の方針並びに既存の保育所及び認定こども園との位置関係を考慮したうえで、幼保連携型認定こども園を新設する必要があると認められるところとする。また、1号認定子どもの利用定員を設定する幼保連携型認定こども園については、既存の幼稚園との位置関係についても考慮をする必要がある。

(定 員)

第5条 幼保連携型認定こども園の定員は、20人以上とする。

(資産の保有等)

第6条 幼保連携型認定こども園の設置者（以下「設置者」という。）は、幼保連携型認定こども園の経営を行うために直接的に必要となるすべての物件について所有権を有しているか

又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、新たに社会福祉法人を設立して幼保連携型認定こども園を設置する場合における幼保連携型認定こども園の経営を行うために直接的に必要な物件の保有については、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日付児発第908号）別紙1「社会福祉法人審査基準 第2 法人の資産 1 資産の所有等・原則」によるものとする。

（運営費の保有）

- 第7条 設置者は、当該幼保連携型認定こども園運営費の年間見込み額の12分の1以上の資金を、普通預金、当座預金等により保有していなければならない。

（設備運営基準の遵守）

- 第8条 幼保連携型認定こども園の設備及び運営については、名古屋市幼保連携型認定こども園の学級編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第57号。）を満たしていなければならない。また、既存の幼稚園又は保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する場合を除いて、建物については、昭和56年新耐震基準に基づき設計されたものである等、耐震に関して安全性が確認されていなければならない。なお、認可後においてもこれらを遵守しなければならない。

第3章 設置者が学校法人である場合の設置認可の基準

（学校法人にかかる設置認可の条件）

- 第9条 設置者が学校法人である場合の設置認可にあたっては、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特例子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第33条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、「社会福祉法人会計基準」（平成28年3月31日付厚生労働省令第79号。以下「社会福祉法人会計基準」という。）の定めるところにより、幼保連携型認定こども園を経営する事業（以下「幼保連携型認定こども園事業」という。）にかかる区分を設けること。
- (2) 幼保連携型認定こども園事業については、社会福祉法人会計基準に基づく法人単位資金収支計算書及び事業区分資金収支内訳表、拠点区分資金収支計算書及び拠点区分資金収支明細書及び積立金・積立資産明細書（当該拠点区分にサービス区分を設定している場合には、摘要欄に当該区分名を記載すること。）又はこれらの変わるものとして市長が認めるものを作成すること。
- (3) 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、幼保連携型認定こども園事業にかかる現況報告書を添付して、市長に提出すること。
 - ア 前会計年度末における貸借対照表
 - イ 前会計年度の収支計算書又は損益計算書
 - ウ 前号に定める書類
- (4) 法人所有幼保連携型認定こども園不動産を処分することは認められないこと。ただし、法人所有幼保連携型認定こども園不動産の処分内容が当該幼保連携型認定こども園の運営

に重大な支障を与えないものであること及び処分後の幼保連携型認定こども園不動産の貸与内容が第4章に定める基準を満たすことが確認できる場合に限り、法人所有幼保連携型認定こども園不動産の処分を認める場合がある。

- (5) 法人所有幼保連携型認定こども園不動産について、設置認可後これを新たに担保に供することは認められないこと。ただし、幼保連携型認定こども園の整備資金を借入れるにあたって必要があると市長が認めたときは、この限りでない。

第4章 不動産貸与を受ける場合の設置認可の基準

(不動産貸与に関する基本的方針)

第10条 第6条の規定にかかわらず、待機児童の解消等の課題に対応するため、「幼保連携型認定こども園の園地、園舎等の所有について」(平成26年12月18日付通知府政共生第743号・26高私行第9号・雇児保発1218第1号・社援基発1218第1号)及び第11条から第13条までの基準を満たす場合は、国若しくは地方公共団体以外の者から幼保連携型認定こども園の不動産の貸与を受ける場合についても設置認可を行うことができる。

(幼保連携型認定こども園不動産貸与にかかる設置主体)

第11条 幼保連携型認定こども園不動産の貸与を受ける設置主体は、次の各号のいずれかでなければならない。

- (1) 既に第1種社会福祉事業(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第2号、第3号又は第4号までに掲げる事業に限る。)又は第2種社会福祉事業のうち保育所を営営する事業若しくは障害福祉サービス事業(療育介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。)を行っている社会福祉法人

- (2) 学校法人

(地上権・賃借権の登記)

第12条 貸与を受ける幼保連携型認定こども園不動産については、地上権又は賃借権を設置し、かつこれを登記しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合など、安定的な事業の継続性の確保が図られると認められる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないことができる。

- (1) 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合
(2) 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

(賃借料等に関する事項)

第13条 貸与を受ける幼保連携型認定こども園不動産にかかる賃借料(以下この条において「賃借料」という。)については、地域の水準に照らして適正な額以下でなければならない。

2 賃借料の財源については、設置主体の既存事業等から継続的な財源確保がされていなければならない。

3 賃借料及びその財源については、設置主体の収支予算書に適正に計上されていなければならない。

4 学校法人が幼保連携型認定こども園不動産の貸与を受けて幼保連携型認定こども園を設置する場合には、前項に規定する賃借料の財源とは別に、当面の賃借料の支払いに充てる準備

金として、①1 年間の賃借料に相当する額及び②1 千万円（1 年間の賃借料が 1 千万円を超えるときは当該 1 年間の賃借料相当額とする。ただし、地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間等施設使用の安定性、設置主体の総合的な財政力及び施設の経営・運営実績等を勘案し、賃貸施設であっても安定的な事業経営が認められる場合には、市長は 2 分の 1 を目途とする範囲内で当該額を減額することができる。）を基本として、事業規模に応じ、当該幼保連携型認定こども園が安定的に運営可能と認めた額の合算額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等をいう。）により保有していなければならない。

第 5 章 設置認可、内容変更及び取消等の手続

（設置認可申請）

第 14 条 設置認可を受けようとする者は、法施行細則に規定する幼保連携型認定こども園設置認可申請書（第 1 号様式。以下「設置認可申請書」という。）に、規則第 15 条第 1 項各号に掲げる事項を備えた書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（公募及び事前協議）

第 15 条 設置認可を受けることができる者は、原則として、公募によって選定された法人とする。ただし、既存の幼稚園又は保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する場合及び特に市長が必要と認める場合は、公募によらず、事前協議によって、設置認可を受けることができるものとする。

2 事前協議は、第 20 条第 2 項に定める期間によるものを除き、別に市長が定める期日までに行わなければならない。

3 事前協議は、次の各号に掲げる事項を記載した書類を提出することにより行う。

- (1) 設置主体に関する事
- (2) 経営組織に関する事項
- (3) 施設の状況に関する事項
- (4) 財務の状況に関する事項
- (5) 不動産に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

（設置認可）

第 16 条 設置認可申請書が提出されたときは、市長は、内容を審査し、その認可の可否の結果について申請者に対して通知しなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設置認可申請に係る内容の審査に当たっては、外部委員による評価に基づく審議を経るものとする。ただし、事前協議により幼保連携型認定こども園を設置する場合（既存の幼稚園又は保育所が幼保連携型認定こども園に移行する場合を除く。）は、社会福祉法人等審査会又は協議による保育所等設置認可審査会の審議を経るものとする。

3 市長は、設置認可申請に係る内容の審査に当たっては、法第 25 条に規に基づく審議会その他の合議制の機関として設置する子ども・子育て支援協議会の意見を聴かななければならない。

（設置認可内容変更）

第 17 条 規則第 15 条第 2 項の規定による施設内容の変更（同条第 1 項第 4 号に掲げる事項の

変更に限る。)の届出を行うことができる者は、第 15 条の規定に準じた方法により選定するものとする。

(幼保連携型認定こども園を休廃止する場合)

第 18 条 設置者が幼保連携型認定こども園を休止又は廃止（以下「休廃止」という。）する場合には、在園するすべての児童が退園又は小学校就学の始期に達するまで、幼保連携型認定こども園の運営を継続しなければならない。

(幼保連携型認定こども園の運営を引継ぐ場合)

第 19 条 前条の規定による継続が困難で、当該幼保連携型認定こども園の運営を引継ぐ者（以下「引継者」という。）がある場合には、設置者の変更は、各年度の 4 月 1 日において行うものとする。

(事前協議及び予告)

第 20 条 前 2 条の場合において、設置者は休廃止又は設置者の変更（以下「休廃止等」という。）に係る認可事務等を円滑かつ適正に行うため、事前協議を行うとともに、保護者等へ予告を行わなければならない。

2 前項による事前協議及び予告は、次の表の左欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の中欄及び右欄に定める期限までに行わなければならない。

区分	事前協議の期限	予告の期限
休廃止の場合	入園募集を停止する年度の前年度の 7 月末まで	入園募集を停止する年度の前年度の 9 月末まで
設置者を変更する場合	設置者を変更する年度の前年度の 7 月末まで	設置者を変更する年度の前年度の 9 月末まで

(引継者に係る要件)

第 21 条 引継者は、前条の規定により予告を行うまでに、第 15 条第 2 項の規定に準じて定める期日までに、事前協議を行わなければならない。

(予告の内容)

第 22 条 設置者は、予告を行ってから休廃止等までの期間（以下「予告期間」という。）に、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 休廃止等に係る保護者等への説明
- (2) 休廃止等に係る社会福祉事務所との連絡調整
- (3) 休廃止等に際し、転園を希望する児童に係る転園希望先への情報提供等の便宜の提供
- (4) 引継者への事業の引継ぎ（第 19 条の場合に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 第 20 条の場合において、引継者は、予告期間に、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 幼保連携型認定こども園の引継ぎに係る保護者等への説明
- (2) 幼保連携型認定こども園の引継ぎに係る社会福祉事務所との連絡調整
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 前 2 項の規定により必要となる経費については、設置者及び引継者が協議の上、負担するものとする。

(財務状況の悪化等における設置者の交代)

第 23 条 設置者の財務状況の悪化等により、幼保連携型認定こども園の運営の継続が困難な場合には、第 18 条及び第 19 条の規定にかかわらず、設置者が運営を終える 6 月前に市長に事前協議を行い、3 月前に保護者等へ予告を行わなければならない。この場合、設置者は、予告までに引継者を確保しなければならない。

2 前 2 条の規定は、前項の場合に準用する。

(改善勧告及び改善命令)

第 24 条 市長は、法第 20 条に基づき、設置者が、法又は法に基づく命令若しくは条例の規定に違反したときは、法第 20 条に基づき当該設置者に対し、必要な改善を勧告し、又は当該設置者がその勧告に従わず、かつ、園児の教育上又は保育上有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。

(事業停止命令)

第 25 条 市長は、法第 21 条に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合においては、幼保連携型認定こども園の事業停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

(1) 設置者が、法又は法に基づく命令若しくは条例の規定に故意に違反し、かつ、園児の教育上又は保育上著しく有害であると認められるとき。

(2) 設置者が前条の規定による命令に違反したとき。

(3) 正当な理由がないのに、6 月以上休止したとき。

2 市長は、前項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖の命令をしようとするときは、あらかじめ、第 16 条 3 項に規定する子ども・子育て支援協議会の意見を聴かななければならない。

(設置認可の取消し)

第 26 条 市長は、法第 22 条に基づき、設置認可を受けた幼保連携型認定こども園が、法若しくは法に基づいて発する命令若しくは条例の規定又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、設置認可を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による認可の取消しをしようとするときは、あらかじめ、第 16 条 3 項に規定する子ども・子育て支援協議会の機関の意見を聴かななければならない。

第 6 章 その他

(指導基準)

第 27 条 市長は、この要綱に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の設備及び運営を向上させるための指導基準を定めることができる。

(その他)

第 28 条 この要綱に定めるもののほか、設置認可に関し必要な事項は、子ども青少年局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）による法の改正の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（幼保連携型認定こども園の設置に係る特例）

第 2 条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）による法の改正の日の前日において現に存する幼稚園を設置している者であって、次に掲げる要件の全てに適合するもの（国、地方公共団体、私立学校法（昭和24年法律第270号）に規定する学校法人及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉法人を除く。）は、当分の間、第3条の規定にかかわらず、当該幼稚園を廃止して幼保連携型認定こども園（法第20条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいい、当該幼稚園の所在した区域と同一の区域内にあることその他の主務省令で定める要件に該当するものに限る。）を設置することができる。

- 1 法第13条第1項の基準に適合する設備又はこれに要する資金及び当該幼保連携型認定こども園の経営に必要な財産を有すること。
- 2 当該幼保連携型認定こども園を設置する者が幼保連携型認定こども園を経営するために必要な知識又は経験を有すること。
- 3 当該幼保連携型認定こども園を設置する者が社会的信望を有すること。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。